

「御物」の楽器類について

五味

聖

「御物」の楽器類について

五味 聖

はじめに

本稿で取り上げるのは、昭和二十二年（一九四七）まで「御物」（註1）として、当時の宮内省および東京帝室博物館が管理していた楽器類である。これらは雅楽で使用される琵琶や箏、和琴、笙、笛類を中心とする一群で、その多くは江戸時代末期においては禁裏御所とその周辺にあったと考えられる。維新後は、明治三年（一八七〇）に太政官内に設置された雅楽局、のちの宮内省式部職の管理となり（註2）、明治初期の明治天皇への献上の品も加わり、明治五年に湯島聖堂で開催された国内最初の博覧会、文部省博覧会にも出品されている（註3）。翌年より一部が博物館へ貸し出され（註4）、のちに東京帝室博物館でも展示された。大正十三年（一九二四）には宮内省内に御物管理委員会が設置され（註5）、以後、「御物」の調査と整理およびランク分けが進められたことで、昭和七年には宮内省式部職を離れて侍従職の管理となり、昭和十四年には「御物」として侍従職より東京帝室博物館に移管された。そして戦後、皇室財産が整理された昭和二十二年を境に、これら楽器類の一部は「御物」のまま宮内庁侍従職の管理となり（以下、I群とする）、一部は国有品になり東京国立博物館の所管となった（以下、II群とする）。このII群は現在、独立行政法人国立文化財機構の所蔵品として東京国立博物館と九州国立博物館に分かれて管理されている。I群は平成元年（一九八九）に天皇陛下（上皇陛下）より国へ寄贈された後、宮内庁三の丸尚蔵館の管理を経て、文化庁所管の国有品として現在は皇居三の丸尚蔵館（以下、当館とする）が収蔵している。このように管理が変遷し、「御物」が分割されるなかで、楽器の来歴情報の多くが失われ、「御物」としての楽器群の全容が忘却された。また、演奏に実用されてきた楽器であり、近代においては博覧会等で展示された結果として修理が重ねられており、後補の部分が多く、収納の袋や箱も後世に取り合わされたものも含まれ

る。しかし、これらの楽器は、近世から近代へ社会が大きな変革を迎えた時期の、皇室と音楽の関係や楽器の継承をもの語る重要な作品群と言える。

これまで「御物」の楽器について言及された主なものに、まずは田辺尚雄『日本の楽器』（創思社出版、一九六四年）がある。御物管理委員会の委員も務めた田辺は「御物」の楽器のうち龍笛、神楽笛、箏、笙、鴉尾琴を列記し、中でも笙について大正十五年に宮内省楽師とともに調査した結果として製作年代を示し、名器十四管を挙げている（註6）。実際に演奏楽器としての評価を行ったと考えられる。また、演奏者の立場として「御物」の楽器に触れたものに芝祐泰『雅楽通解』（国立音楽大学出版社、一九六七年）がある。芝は「皇室御楽器目録」として楽器銘を記し、昭和二十四年春には「特に御物笛類を拝見試奏して龍笛《春鶯囀》と神楽笛《千歳》は並ならぬ名管であると感得した」と述べている。このほか、漆工史研究の立場から荒川浩和「琴の髹漆」【MUSEUM】三六九号（東京国立博物館、一九八一年）があり、当時は「御物」であった琴のうち四面が紹介されている。また、I群の楽器については、一部が当館の展覧会で紹介されたほか、平成十三年度に科学研究費調査に協力する形で悉皆調査が行われ、研究成果報告書『古楽器の形態と音色に関する総合研究』（二〇〇四年）において、楽器の名称、寸法や銘文等の情報がまとめられている（註7）。しかしこの報告書も、II群の楽器の情報は含まれておらず、これまでの楽器研究のなかで、「御物」であった楽器類I群とII群を総観してその来歴を検討したものはない。

本稿では、昭和二十二年まで「御物」であった楽器類の全容を【表1】「御物」楽器類一覧（36―45頁）としてまとめ、周辺資料よりその来歴を明らかにする。また、主要な楽器をいくつか紹介するなかで、彦根藩主井伊家十三代井伊直弼をはじめとする諸大名や堂上家等から孝明天皇（一八三一―六七）への

楽器献上あるいは孝明天皇自身による楽器の演奏、明治時代初期に明治天皇（二八五二〜一九二二）へ献上された楽器に焦点を当て、これらが皇室に伝えられた意義を考える。

一、目録資料について

【表1】「御物」楽器類一覧を作成するにあたり、当館が収蔵する楽器の伝来情報や、収納箱に添付された大正十三年の侍従職による調査票および東京帝室博物館の旧管理番号票、コルベース（国立文化財機構所蔵品統合検索システム）を調査の起点としたほか、次の三件の資料を主な典拠とした。

資料 a 『楽器御目録』マイクロフィルム東山御文庫本、五七一〇番、宮内庁書陵部図書課図書寮文庫所蔵（資料原本『楽器御目録』宮内庁所蔵、東山御文庫勅封 第一七二番―二一八）

この『楽器御目録』は、孝明天皇宸翰の目録で、巻頭に「楽器之記」とあり（図1）、笙二十二件、箏四件、龍笛十一件、神楽笛二件、琵琶十一件、箏

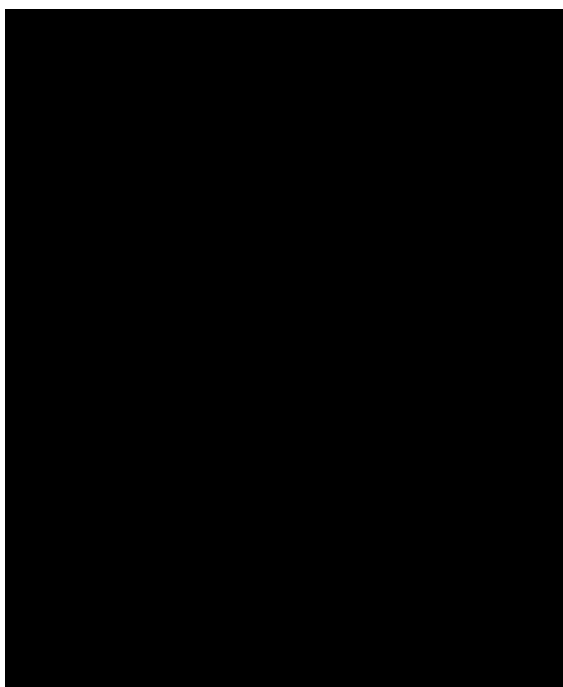


図1
資料a『楽器御目録』巻頭 宮内庁所蔵

十三件、和琴四件、打楽器、調律器、譜面や楽書等がこの順に種類別にまとめ整理して記され、その総数は百二十件におよぶ。楽器の入手や献上の年代および経緯、装飾の特徴、収納の袋や箱についての記述もある。巻末には大型と思われる蒔絵筆筒の記載があり、開き戸に陵王と納曾利、その内側の引出しが楽器尽の蒔絵という記述から、第十四代將軍徳川家茂が文久四年（一八六四）に上洛の際に孝明天皇に献上した楽器の収納筆筒であろう（註8）。この『楽器御目録』の奥書には「慶応二年春 政務之閑暇調書之」とある。この慶応二年十二月に孝明天皇は崩御された。したがって本資料は時代の転換期に禁裏御所において天皇の手許に所在した楽器類を示す資料として重要である。次に挙げる明治時代以降の目録に「御在来」と記される楽器の多くがこの宸翰の『楽器御目録』に含まれる。本資料の翻刻を31―35頁に掲載する。

資料 b 『楽器装束管理録』一〜十、明治十五〜昭和二十一年作成、式部職楽部、識別番号一一三〇四―一〇、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵

この『楽器装束管理録』は式部寮のちに式部職で管理していた楽器の目録、修理や貸出の履歴を十冊に整理してまとめたもので、ここに洋楽器も含まれる。雅楽関係の楽器目録については、記された年代の明確なものだけでも明治十八年、十九年、二十二年、二十三年、二十四年、二十五年、三十六年、大正二年、大正八年、昭和七年と書き継がれており、定期的に楽器の保管状況を確認していた様子がうかがえる。明治十九年の目録はその巻頭に「御物御楽器総目録」とあり、「爰ニ掲クル御楽器御物トハ御在来品及ヒ献上ノ分ノミヲ云フ」の注記がある。ここでの「御在来品」とは、皇居三の丸尚蔵館に引き継がれた他の美術品にも同じ伝来が付されたものがあり、明治維新以前にすでに禁裏御所（京都御所）にあり、明治天皇の御代に引き継がれた品の意味で用いられていると解釈できる。このほか、明治十四年に断絶した桂宮家旧蔵の箏、皇后宮（昭憲皇太后）よりの預かり品の楽器が区分けされて目録に並ぶ。また、雅楽稽古所で使用していた明治初期に新規購入の楽器の記録もある。これらの目録には袋や箱など収納に関わる付属品まで詳細に記しており、後年の追記も多い。なお、昭和七年七月四日付の侍従職から式部職宛の領収書および目録によ

り、「御物」の楽器の管理が式部職より侍従職へ移されたことがわかる(註9)。この昭和七年の目録が現存楽器のⅠ群とⅡ群にほぼ一致しており、【表1】の作成に際しては、この目録の配列を基準とした。

資料c 『帝室博物館新収品目録 昭和十三年度 昭和十四年度』帝室博物館、一九四二年、国立国会図書館デジタルコレクション公開資料

この資料cにより、昭和十三年と十四年度に宮内省の内部部局である侍従職、主馬寮、内匠寮から多くの品が東京帝室博物館に引き継がれたことが判明する。ここに侍従職からの引継として楽器類一二四件が列記されており、数件を除き、資料bの昭和七年の目録の内容と一致する。全てが漆工に分類、三七八三から三九〇六までの管理番号が付与され、この番号が東京国立博物館の現在の管理番号に引き継がれていることが確認できる。また、この管理番号は、「孝明天皇御物」を筆頭に、御物管理委員会の調査によつて等級分けされた第一類(甲)、第二類(乙)、第三類(丙上)、準御物(丙下)、準御物(丁)の五類の順に付与されていることがわかる。この等級分けは、伝来や年代、演奏楽器としての優劣を総合して判断したものかと思われる。なお、【表1】の件数は、この昭和十三年と十四年の管理番号の仕分けにしたがって作成した。以下、本文中で取り上げる楽器の「番号」については【表1】に一致する。

二、孝明天皇ゆかりの楽器

孝明天皇が資料a『楽器御目録』という詳細な記録を認めた事実は、天皇が自らも演奏し、楽器の習得に心を傾けていたことと関係があるろう。まずは、幕末の禁裏御所における雅楽の様相を、塚原康子『明治国家と雅楽―伝統の近代化/国楽の創成』(有志舎、二〇〇九年)から参照したい。本書では、明治十年から編纂が開始され同二十年に完成した『公事録』(宮内庁書陵部図書課図書寮文庫所蔵)のうち『恒例公事録』をもとに、幕末の宮中行事と雅楽の関係に焦点が当てられている。『公事録』は、明治維新以降、宮中行事の伝統が失われていくことを憂えた岩倉具視の命により、中山忠能らが編纂した儀式書で、孝明天皇の在位中の宮中行事における雅楽の演奏の詳細を最もよく伝える

資料である。塚原によれば、宮中行事における雅楽の演奏の機会は、十七世紀初頭から朝儀の再興にともない、幕末まで一貫して増加しているという。特に光格天皇(一七七一〜一八四〇)とその孫にあたる孝明天皇による朝儀の再興は著しく、廃絶した雅楽の種目の多くがこの時代に再興された。孝明天皇は幕末の対外的な危機に際して攘夷を祈願して祇園臨時祭、北野臨時祭等を再興し、雅楽の演奏機会はこの時期に倍加した。そして天皇自らの演奏の実践も加わり、近世を通じて進められてきた宮中行事の再興の到達点がこの幕末期であり、宮中行事や祭祀における雅楽演奏の重要性がさらに高まりを見せた時期であると評価されている。

孝明天皇の生涯における演奏歴については、神楽歌など郢曲(歌いもの)を家業とした堂上家の出身である大原重明(一八八三〜一九六一)が、雑誌『雅楽』に「孝明天皇と雅楽」と題する文を連載し(雅楽普及会刊、昭和五年十二月号・同六年二月号・同四月号・同七年三月号)、詳細に紹介している。

孝明天皇は、笛をよくした祖父の光格天皇、雅楽を愛好した父の仁孝天皇(一八〇〇〜一八四六)の薫陶を受けて満六歳にして管絃の催しに何度も列席していたという。大原が記した内容は、明治四十年に編纂が完了したものの当時は一般には公開されていなかった『孝明天皇紀』から抄出したものと考えられる。ここに、改めて『孝明天皇紀』に「御所作」と記される孝明天皇の演奏記録や楽器に関する記録をみていくと、孝明天皇が演奏された楽器は箏、笙そして和琴である。嘉永元年(一八四八)五月二十日には即位後に初めて御樂始が行われ、以後は年ごと春頃に御樂始が催された。嘉永三年六月一日には天皇として初めて楽器を学ぶ正式な儀式として「御樂始」が行われている。このとき孝明天皇は満十八歳、箏を家業とする堂上家の四辻公績が師範として奉仕した。この折に天皇の前に置かれた箏は《龍門》とある。師範である公績は四辻家に伝わる箏《菱》(22)がこれに相当するか)を用いたという。御所には多くの楽器が備えられていたと考えられるが、この四年後の嘉永七年四月六日、御所が炎上し、数面の箏のみが運び出されたが、「累代御物」と呼ばれた箏《龍門》、琵琶《鶉徳》など伝来の楽器のほとんどが灰燼に帰した(註10)。この火災の後、御所の楽器の損失を補うため、安政元年(一八五四)より翌年にか



図2 琵琶《旭》 皇居三の丸尚蔵館収蔵

けて各大名家や堂上家からの楽器の献上が相次いだ。その後も天皇の晩年に至るまで各所より楽器の献上が続き、天皇自身による楽器蒐集も行われていた様子資料『楽器御目録』から判明する。嘉永七年の御所炎上後に天皇のもとに集められた楽器が、【表1】にみる「御物」楽器群の中心を構成しているのである。

御所炎上後に献上された楽器のうち、『孝明天皇紀』にも詳細な記事が見られるのが、水戸藩前藩主徳川斉昭が手許にあった花欄の材木を使って自ら製作したという琵琶《旭》〔4〕である(図2)(註11)。この琵琶《旭》は、斉昭の義兄にあたる関白鷹司政通を介して伝献の形で孝明天皇の元に納められた。この琵琶の槽には斉昭の自筆の詠歌「出る日にはほふ桜やかきならすよつの調へにかへりそふらむ」が彫刻され、槽内に次の様な刻銘がある。ペリー率いるア

メリカ艦隊の浦賀来航の翌年、斉昭の尊皇攘夷の思想がよく示された一文である。

今茲甲寅之夏、皇宮罹災、駐驛於外亡幾鄂虜航海泊攝之浪華浦、淹留旬餘畿内騷然。臣齊昭仰想行宮狹隘、無以慰宸衷俯慨醜虜猖獗、未能伸皇威。

屢陳鄙見於征夷府而才疎論迂未審用舍如何也。齊昭頃獲華欄材長三尺許手製琵琶一面。窃謂方皇宮之災雅樂宝器得無属烏有邪、乃因関白政通献之行宮、豈敢望補宝器之闕乎。万機之暇或命侍臣彈、還城之樂歌太平頌万歳洋々乎盈耳。則内以紓宸憂外以鎮妖邪此器與有榮焉。臣窃為天下祝之

嘉永七年冬十一月之吉 権中納言源朝臣齊昭謹識

ここで、徳川斉昭と雅楽の関わりを補足しておきたい。斉昭は十九歳の時に初めて笙を学び、以後、雅楽を幅広く習得し晩年には琵琶を家芸とする伏見宮家に学んだという(註12)。斉昭の雅楽に対する熱意は楽器製作のほか、古楽器に対する研究や蒐集にも見て取ることができ、琵琶《旭》のほか、やはり斉昭が手がけたという和琴《久方》〔36〕と水戸徳川家伝来の箏《天人》〔26〕を模した箏《菊》〔27〕があり、それぞれ楽器の腹板に斉昭の詠歌が蒔絵されている。そして伝来の古楽器に斉昭自ら箱に詠歌や由来を記した箏《立田川》〔25〕や琵琶《小虎》〔10〕、あるいは知己の国学者に箱書きを依頼した四張の琴《虞舜》〔92〕、《大雅》〔93〕、《聞天》〔94〕、《南風》〔95〕がある。

この徳川斉昭のように江戸時代後期、雅楽に傾倒した大名は多い。徳川幕府が江戸城紅葉山や日光東照宮における祭祀に雅楽を用いたために、宮中で伝えられてきた雅楽が武家社会にも広がりを見せるとともに、儒学の官学化を背景に君子が身に備えるべき礼楽として雅楽を受け入れたことが、武家社会における雅楽の実践の背景にあると指摘されている(註13)。特に、大名の楽器収集に關しては、紀州藩主十代徳川治宝(二七七一〜一八五二)と彦根藩主井伊家十二代井伊直亮(一七九四〜一八五〇)がそれぞれ築いたコレクションが、現在その数と質と共に高く評価されている(註14)。このうち井伊直亮が自らまとめた目録『楽器類留』に所載のうち五件が、井伊家十三代直弼、十四代直憲よ

り重ねて孝明天皇に献上されていることが資料 a 『楽器御目録』により裏付けられた。井伊直弼より安政二年四月七日には三條実万の伝献により笙《宿鳳》〔45〕と笙《暁鶯》〔56〕の二管が献上されている。直弼は続いて同月にも龍笛《はまつと》〔81〕、二ヶ月後の六月には筆篋《蛸》〔70〕を献上した。そして直憲により元治元年（一八六四）四月八日神楽笛《千歳》〔88〕が献上された（註15）。このうち笙《宿鳳》《暁鶯》の二管は献上後すぐに同月二十二日の御遊（管絃）で橋本実麗（一八〇九〜八二）が借用して演奏したことが『孝明天皇紀』にみえる。笙《宿鳳》は「凡」の竹管に漆銘「頼尊于時行年 八十四作之」とあり、笙《暁鶯》は、「凡」の竹管に刻銘「元亨二歳之曆南呂天於難波側畔古寺縁辺造畢」とあることからいづれも十三から十四世紀にさかのぼる名笙として扱われたと考えられる（註16）。また笙《暁鶯》には、「毛」の竹管に蒔絵銘「正徳二壬辰初秋吉日 鹽見政誠畫之」朱印風漆銘「鹽見政誠」とあることから、江戸時代中期の名工、塩見政誠による蒔絵の頭をとまなっていたと考えられる。残念ながら、明治十一年に楽器が保管されていた牛込区富士見町の雅楽稽古所の蔵が盗難に遭った際、これらの笙はいずれも蒔絵の頭と銀の金物を失い、明治二十七、二十八年に新しく補われた頭とともに現在に伝えられている。

さて、これら献上された楽器は、御所での管絃に名器として貸し下げられ演奏に用いられただけでなく、天皇自らも愛用したことがうかがえる。『水戸藩史料』上遍巻八には嘉永七年の御所炎上後の楽器献上について、橋本実麗が水戸の老女花野井にあてた書簡として次のような記述があり、以下に引用する。「」は筆者の註記である。

今度近衛〔忠熙〕様より御伝献にて薩州よりけん上に相成候笙、誠に結構なる管に候、此頃上にも御楽日々あらせられ、私も日勤の事ゆへ被召候ま、此頃は毎日御楽御相手仕候、右笙にて吹候ことに候、夫はくよろしき管に候、彦根〔井伊直弼〕よりも二管けん上に相成候はは三條〔実万〕より伝けん候二管ともよろしき管に候、古るさは七八百年も立候様相見へ候、前中納言様〔徳川斉昭〕よりけん上の御琵琶もひき候事に候旨言

ろもよろしくと存候云云、

ここに見える「薩州よりけん上」の笙は安政二年九月七日近衛忠熙伝献により島津成彬献上の笙《鈴虫》〔53〕であろう。その管に銘は確認できないが、資料 a 『楽器御目録』の筆頭に「頼尊作」として記される笙である。彦根より二件の笙、徳川斉昭より献上の琵琶《旭》についても言及され、天皇の日常に「御楽」つまりは楽器の演奏があったことが示されている。

この安政二年は、孝明天皇が桂宮邸を仮皇居としていた時期で、『孝明天皇紀』に管絃や「御所作」の記事が最も多い。この年には綾小路有長（一七九二〜一八八一）を相手に郢曲の稽古を始め、神楽歌、催馬楽、朗詠の伝授を受けており、有長からこの七月に笏拍子〔106〕が献上されている。また、箏の稽古は寅と申の日、笙の稽古は子と午の日と治定された。十一月に新しい内裏に遷幸されてからも笙と箏の「御所作」はあり、翌三年正月の御遊や同年三月の御楽始では「御所作」として天皇の笙の演奏があった。安政四年には御船楽も催されている。

そして文久元年（一八六一）八月二十三日には、孝明天皇が正式に笙の伝授を受ける儀式である御笙始が小御所において行われ、笙の名手であった地下楽人の辻則正（一八三三〜六三）が師範を務めた。御笙始に続いて同日に催された管絃では、笙の「御所作」があった（図3）。この折にいずれの笙が用いられたかは詳らかではないが、『孝明天皇紀』にみる「御所作」の記録には笙の演奏が度重ねられていることや、資料 a 『楽器御目録』が笙から始まること、楽家等を通して入手した笙が五件ほど認められることから、孝明天皇が笙に傾倒されていた様子を見て取ることができる。

また、御笙始が行われた文久元年には十一月二十七日の内侍所三箇夜御神楽、翌月の内侍所臨時御神楽においては和琴の「御所作」が記録にみえる。内侍所臨時御神楽は内侍所に安置された神鏡に御神楽を奉納するもので、文久元年以降はほぼ連年に行われ、「御所作」も恒例のこととなった。国事の混乱とともに孝明天皇は御神楽において祈りを続けるなか、慶応二年十二月十一日の内侍所臨時御神楽が最後の「御所作」となり、同月二十六日に疱瘡により崩御

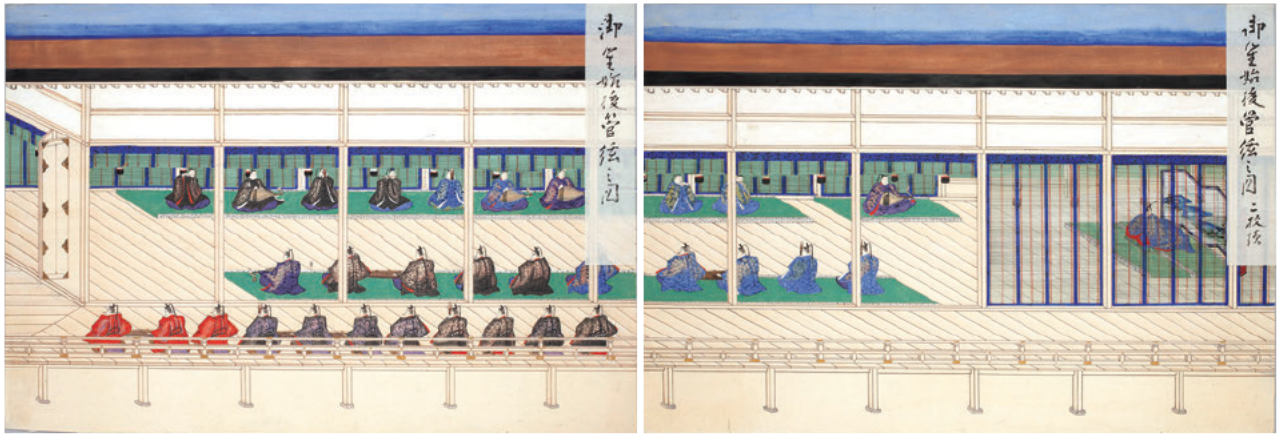


図3 御笙始後管絃之図

孝明天皇紀附図原稿16・17(附彩色画16・17)

識別番号 85150・85151

宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵

された。満三十五歳。

豊永聡美『天皇の音楽史―古代・中世の帝王学』（吉川弘文館、二〇一七年）によれば、中世において管絃の習得は、学問に続く帝王学の要として重んじられ、管絃に秀でることは徳を有することの証であり、君主にとって音楽を知ることが治世につながることを認識されていた。近世における宮中行事再興の到達点にあった孝明天皇はまさにその実践者であり宮中行事で楽器を演奏された最後の天皇となった。なお、資料a『楽器御目録』に記載のある現存楽器の中には、数面の琴や鶴尾琴（100）、唐琵琶（101）等、宮中行事に用いる楽器の範囲を越えたものが含まれる。当時の国学の高まりによる古楽への関心とその背景にあると思われるが、『集古十種』（一八〇〇年刊行）にも掲載のある、会津藩第九代藩主松平容保から献上の菅原道真遺愛の琴〔96〕および十二律管〔102〕を除き、これらの楽器が御所に伝えられた詳細は判明していない。

三、明治天皇に献上された楽器と博覧会の時代

慶応三年（一八六七）に満十四歳で踐祚された明治天皇は、翌慶応四年（一八六八）に即位礼を行われ、明治に改元されたこの年の秋に東京へ初めて行幸された。同年十二月に京都へ還幸の後、翌明治二年（一八六九）三月の東京への奠都を前に、正月二十四日に即位後初めての和歌御会始、同二十七日には御樂始を催されている。この御樂始において天皇の「御所作」はなく、和歌御会始が歌会始として現在に継承されているのとは対照的に、天皇主催のもとに親王家と堂上家が主体となって行なってきた御樂始は、これを最後に歴史の幕を閉じた。その後、明治天皇への楽器献上が明治四年から七年にかけて度重ねて確認できる。まずは四辻公賀（一八四〇〜八〇）による明治四年三月の献上が注目される。資料bで判明するのは、四面の箏《時雨》〔21〕、《菱》〔22〕、《洲濱》〔23〕、《浪》〔24〕そして和琴《古絃》〔37〕、太鼓・鞆鼓・鉦鼓〔91〕で、いずれも当館に収蔵される。このうち箏と和琴については資料bに「四辻公賀奉還」とある。この箏と和琴は「御物」であったものが四辻家へ下賜され、それを明治天皇に奉還した、と読み取ることができるが、これを裏付

ける他の資料を現在のところ見いだせていない。ただし、孝明天皇の崩御の後、楽器がその御遺物として下賜され再び奉還された例はあり、明治七年に公賀より献上された笙《雲龍》〔60〕、同十五年に正親町実徳により献上された笙《山水》〔57〕は、もとは孝明天皇御遺物として下賜されたものである〔註17〕。

四辻家は江戸時代後期において箏と和琴の師範家であるとともに、楽所奉行として三方楽人（京都市、南都方、天王寺方の楽人の総称）を取り仕切る立場にあり、雅楽の相伝において絶大な権力を有していた〔註18〕。しかし明治三十一年の雅楽局設置に際して、伏見宮家・菊亭家・花園家・西園寺家に対して琵琶道伝授の停止、曲所（うたいもの）を預かる綾小路家・持明院家に対して神楽道などの伝授停止、そして四辻家に対して神楽付物（和琴など）・琴道の伝授停止と三方楽所執奏の廃止が通達された。幕末まで宮中行事における雅楽は地下の楽人だけでなく、天皇、親王家と堂上家によって細かく分掌されていたが、近代以降はその垣根が取り除かれ、専門の楽人に伝承されることとなった。新設の雅楽局においては、四辻公賀は雅楽長に次ぐ雅楽助に任じられたが、雅楽をめぐる変革の動きは四辻家にとって権益の大きな喪失であったと考えられる。四辻家が家伝の主要な楽器を献上した理由を明記したのを見いだせていないが、これらの楽器が雅楽局の管理となったことは一連の変革における象徴的な出来事といえる。なお、この四辻家の楽器献上に対し、皇室から配慮があったのはだいぶ後年の明治二十一年三月二十九日のことである。公賀没後、その弟・公康が家督を継ぎ、四辻から室町に改姓していた室町公康に対し、内帑金七百円の下賜があったことが『明治天皇紀』にみえる〔註19〕。

この四辻家の献上から半年後、徳川斉昭の子で、水戸徳川家当主の徳川昭武から二十四件の楽器の献上があった。明治四年九月十二日、昭武より東京府あてに小石川後楽園の涵徳亭に保管されていた楽器についての次のような献上願が上申されている〔註20〕。

元小石川水戸県邸園中涵徳ト唱候亭内ニテ、先

代光圀以来相用、斉昭代ニ到別テ愛蔵仕置候古

楽器類、別紙目録ノ通、所持罷在候処相済候儀ニ

御座候ハ、何卒宮内御省へ献上仕度奉願候、此
段宜敷御執奏奉願候、以上

辛未九月十二日 従四位徳川昭武

東京府御中

記

- 一 琵琶 銘 小虎 若松 二面
- 一 箏 銘 立田川 天人 二弦
- 一 琴 銘 聞天 南風 四弦
- 一 笙 銘 五鳳丸 子日丸 菊寿丸 村千鳥 乙女 五管
- 一 箏 銘 小男鹿 一管
- 一 笛 銘 芦田鶴 華月丸 古獅子田 大小 四管
- 一 太鼓 二鼓
- 一 羯鼓 二鼓
- 一 鉦鼓 二鼓

『明治天皇紀』明治四年九月二十八日の条によれば、この楽器献上は、この年五月に太政官より発布された「古器旧物各地方ニ於テ保存」（古器旧物保存方）の布告に対して徳川昭武がその意に従ったことによるという。この時に献上された楽器はすべて式部寮の管理となったことが献上時の書類より判明する。この二十四件のうち、十五件は現在、I群とII群に分かれて保管されており、九件は現存を確認していない。この献上の翌年、国内最初の博覧会、文部省博覧会に「御物」として出品された楽器十件のなかに、徳川昭武献上の琴《聞天》〔92〕、《南風》〔93〕、《虞舜》〔94〕、《大雅》〔95〕の四件が含まれる。その後、博物館にまとまった楽器が貸し出されており、そのまま博物館内で展示されていたことが、資料bの明治十八年の目録より知られる。その内容は、昭武献上の四件の琴および琵琶《小虎》〔10〕のほか、御在来の箏《洲浜雁》〔18〕と昌平鬘什物であった笙《桐鳳丸》〔66〕、箏《昌平丸》〔72〕、龍笛《昌平丸》大小二管〔84〕、および御在来の琴〔96〕と琴〔97〕、鷓尾琴〔100〕、唐琵琶〔101〕、三管箱〔108〕である。明治十年一月にはこ

これらの楽器に対し、失われていた弦や柱を補うなどの修補が博物館内で行われている(註21)。同十一年には博物館での展示に際して三管箱の飾り方を式部寮へ問い合わせた内容の書簡も遺されている(註22)。

また、この時期は東京だけでなく、京都博覧会にも明治五年より十六年初頭までの長い期間にわたり一式の楽器が貸与され出品された。その内容は、琵琶《旭》〔4〕、箏《雲鳳》〔17〕、和琴《子ノ日》、笙《鳩丸》〔42〕、龍笛《春鶯轉》〔76〕、箏《小男鹿》〔71〕、太鼓〔89〕、鞆鼓〔90〕および鉦鼓である。長年の出品により破損した部分の修理が返納後に行われている(註23)。さらに、明治十一年にはパリ万国博覧会へ「御物」であった楽器の一部が式部寮より出品されていることが、資料bにより判明する(註24)。このように、楽器が内外の博覧会、そして博物館で展示に活用されたのは、楽器が音楽の文化を示す象徴でもあり、その独特な形と美しい装飾にみる工芸技術の高さ、そして「御物」の名器として扱われたことにも因るだろう。

一方で、「御物」の楽器は、明治二十年代まで実際に演奏にも用いられていた。楽器が保管されていた雅楽稽古所でどう使用されていたか、その実態は詳らかではないが、小松宮家や伏見宮家のほか旧堂上家で催された管絃に度々にわたって貸し出され(註25)、実際に使用されている。当時、管絃を行う宮中行事はすべて廃止されていたが、東京に新しく居を構えた宮家や堂上家の邸宅では管絃の会が盛んに行われており、早い時期では明治十二年二月に三條実美に琵琶《神女》〔7〕、箏《時雨》〔21〕が貸し出され、五辻安仲には琵琶《白菊》〔1〕が同十五年、十七年と二回にわたって貸し出されている。小松宮家から同十八年から翌年にかけて和琴《古絃》〔37〕、箏《子ノ日》〔14〕、琵琶《巖》〔6〕が、同年に伏見宮家から箏《菱》〔22〕の借用の要請があった。また正親町実徳へ同十六年に箏《席田》〔16〕、翌十七年に箏《散梅》〔20〕、同二十七年に箏《菱》が貸し出されている。久我建通が笙《鳩丸》〔42〕と《春鶯丸》〔58〕を借用したほか管楽器はなく、すべてが箏または琵琶である。同十八年には、熱心に雅楽を学んでいた元佐賀藩主鍋島直大により、私的な管絃で用いたいと理由で琵琶《神女》および《波龍》〔8〕、箏の《席田》、《時雨》、《立田川》〔25〕の借用願も出ている。このような楽器の貸与が許されたのは、近

世に盛んに催された禁裏御所での管絃に「御物」の名器が貸し下げられ演奏に用いられた先例に倣うものであったかと推測する。

最後に、東京国立博物館に所蔵される小形楽器〔122〕について紹介しておきたい。本品は笙、龍笛、箏、琵琶、箏の一式で、いずれも通常のサイズよりも二から三回りほど小さく作られている。明治十六年一月十一日に明宮(嘉仁親王のちの大正天皇、当時満三歳)が御所よりお年玉として拝領された品である(註26)。笙については、その「工」の管に「明治十五年十二月」と「凡」の管に「二等伶人從八位林廣守造之」の刻銘があり、国歌「君が代」の作曲者である林廣守(一八三一―一九六)の製作による。また、龍笛と箏は、おび琵琶と袋や収納箱は神田重助が手掛けた(註27)。嘉仁親王は生後まもなくより麹町区有楽町にあった中山忠能の邸宅で養育された。中山忠能は嘉仁親王のために、明治十四年十月二十五日に初めて管絃を催している(註28)。この時の演奏者に、旧堂上家の正親町実徳(笙・箏を担当)、橋本実麗(笙・琵琶)、柳原光愛(笙)、橋本実梁(笙)のほか楽人の林広継(笙)、多忠廉(笙)、東儀季芳(箏)、東儀俊慰(箏)、東儀頼玄(笛)、山井景順(笛)の名前がある。この管絃を前に、中山忠能より箏と琵琶の借用願いが宮内省に出されており、稽古所の楽器とは別に、箏《団乱旋》〔15〕が貸し出された(註29)。以後、中山邸では嘉仁親王のための管絃を毎月催しており、その都度、中山家から楽人へ直接に招聘の通達があったが、明治十六年三月十三日になって毎月中旬に式部寮から楽人を六名ほど派遣することとなり、月次の様相を呈した。この管絃は嘉仁親王が学習院に入学された明治二十年の年末まで続けられている。嘉仁親王に小形楽器が贈られた明治十六年は、青山御所において、孝明天皇の女御であった英照皇太后の主権による「青山御楽」が初めて行われ、小松宮や伏見宮をはじめ旧堂上家が参加して幕末の宮中の管絃の伝統を色濃く伝えるスタイルで行われた年でもある。中山邸で月次の管絃に親しみ、楽器に実際に触れる機会を作ること、孝明天皇のもとで宮中御楽が盛んに行われた時代の記憶を幼い嘉仁親王に継承しようとしたのであろう。

おわりに

本稿で紹介した「御物」の楽器のなかには、大正十三年の御物管理委員会によって平安時代や鎌倉時代などに比定された楽器も多い。しかし笛については漆も艶やかに修理が重ねられており、笙の多くは明治十一年にオリジナルの頭部分を失っている。また箏には本体と装飾部分の年代が異なると考えられるものもあり、木面や部材の破損も多く見受けられる。箏や琵琶には内部に銘文も多いが、古い情報を削ってその上に描き直された様子もあり、多くの楽器が製作年代や作者をどう判断するか難しい問題を内包している。本稿では、まずは楽器群の全容と伝来を明らかにすることで、「御物」としての歴史的価値を見直すことを主眼とした。当館収蔵のI群の各楽器の詳細情報については、これまでの調査成果をもとに、『収蔵品目録』として改めて紹介する予定である。

当館を含む各所での楽器調査は当館学芸部の小林彩子、木村真美とともにを行い、資料aの翻刻については高梨真行、楽器銘文の翻刻については山田千穂の協力を得た。また、調査に際しては東京国立博物館の猪熊兼樹氏ならびに福島修氏、九州国立博物館の川畑憲子氏に格別なご配慮をいただいた。そして宮内庁上皇職には画像と翻刻掲載のご許可を賜り、宮内庁書陵部図書課図書寮文庫および宮内公文書館、東京藝術大学小泉文夫記念資料室には資料閲覧の協力をいただいた。ここに記して感謝申し上げる。

(ごみ ひかる 当館学芸部管理・情報課長)

註

(1) 明治時代の「御物」という言葉が示す対象は、天皇の御手許の品、伝来の品、御下命製作の品、献上の品、宮内省購入の品、奨励買上の品など様々な経緯を含み、またその管理は宮内省内の各部署に分かれて行われており、広い範囲で天皇家ゆかりの品が「御物」と呼ばれた。大正十三年に設置された御物管理委員会による「御物」の整理、戦後に皇室財産の整理が行われた後の「御物」など、時代によっても「御物」の言葉が意味する範囲は異なる。

(2) 明治三年に太政官内に設置された雅楽局は、その後に官制と名称が変遷しており、翌年には太政官内式部寮雅楽課となり、同八年には宮内省内に配置され、同二十二年には式部職雅楽部、同四十年には式部職楽部となった。現在にいたる宮内庁式部職楽部への組織の変遷については、塚原康子「明治30年の宮内省式部職雅楽部」

『東京藝術大学音楽部紀要』巻三一、二〇〇五年を参照した。

(3) 『東京国立博物館百年史 資料編』東京国立博物館、一九七三年によれば、東京国立博物館が所蔵する「明治五年博覧会出品目録草稿」の冒頭に、「御物」からの出品として以下のように記される。

- 一、御笙 鈴虫 迦陵頻 二管 雲形ニ薄キ鈴虫ノ金蒔絵有
- 地金梨地天喜三年銘有リ、黒漆ニ鳳凰ノ蒔絵有リ
- 一、御箏 竊 一管 管□タガヤサン文字ヲ彫ル
- 一、御笛 占月丸 一管 管□黒塗ニ唐獅子ノ金蒔絵有リ
- 一、御琴 聞天 南風 虞舜 大雅 四絃 心越禪師請来、水戸ヨリ献納

(欄外に朱文)

- 一、御琵琶 白菊
- 一、御箏 村雨 四辻ヨリ献納

なお、欄外に記された「御箏村雨」は、この時の楽器の出納を記した明治五年三月十二日の記録に「時雨箏」とあり、誤記かと思われる(『達録二』雅楽局、明治四年十一月、識別番号一八九五二、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵)。この十件の楽器は【表1】「御物」楽器類一覧に含まれ、いずれも現存する。

(4) 「宮内省出品式部職出品図書寮出品 明治六〜二十五年」『御物目録』識別番号五三〇五一、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵

(5) 『大正十三年御物管理委員会書類』識別番号六七〇二八、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵。これによれば、昭和四年十月および同年十二月に行われた第五回、第六回御物管理委員会の決議により、式部職が管理していた「古楽器及び大礼用屏風」は帝室博物館に移管することが決定された。大正十三年の第一回御物管理委員会の楽器担当委員として音楽学者の田辺尚雄(一八八三〜一九八四)、翌年には楽部の楽長を務めた安倍季功(一八六二〜一九二九)の名前がある。

(6) 田辺尚雄は、同書で特に笙について、次のように触れている。「現在わが皇室の御物として笙が三十管、宮中に保管されている。それについて、大正十五年七月宮内省の命によって故今泉雄作、中川忠順、工藤壮平と私とで、宮内省楽師豊時義、多久元、辻英吉氏等立合の下に調査したところ、平安時代の作二、鎌倉時代の作十七、室町時代の作一、江戸時代の作九、明治時代の作一ととなっている。右の中で特に名器として挙げるべきものは次の十三管である。朝陽丸、迦陵頻、鳩丸、宿鳳、玉島、春鶯丸、蛭絵、五鳳丸、菊寿丸、錦楓丸、三千歳、玉声、鶯丸、節和丸」

(7) 研究代表者 高桑いづみ『古楽器の形態と音色に関する総合研究』二〇〇四年、平成十三、十四、十五年度科学研究費補助金 課題番号13610064

- (8) 高尾曜「幕府御用蒔絵師菱田家の研究(続)——幕末の菱田自得を中心に——」『漆工史』第四十号(漆工史学会、二〇一八年)によれば、京都工芸繊維大学美術工芸資料館に、文久年間に幕府より孝明天皇に献上された箏笛の下絵が所蔵されている。下絵は河鍋暁斎、蒔絵は太田播磨、菱田大和という。ただし、この度の調査により、御在来の品として楽器類とともに東京国立博物館に引き継がれた狩野永岳筆《下絵》十枚【表1】(118)が、京都工芸繊維大学美術工芸資料館のものと同図であることを確認した。狩野永岳の《下絵》には蒔絵粉や金貝の種類を指定した色見本が添えられており、これに従って下絵が着色されている。箏笛原寸の下絵で、表面の所々に絵漆が付着していることから、一時期は蒔絵の工房内であったと考えられる。特に楽器尽くしの描写表現は、モデルとなる具体的な楽器があったことを想起させる。この下図は狩野永岳の禁裏御用を示す資料としても貴重である。箏笛の現存は確認できていないが、御紋散の重厚な彫金金具をともなう、笛や笙等を納めるための華麗な蒔絵箏笛と推測される。
- (9) 資料b「第一号御楽器保管簿(六) 御預り御楽器領収目録ノ件 昭和七年七月四日」『楽器装束管理録』七、識別番号一一三〇四一七による。
- (10) 『孝明天皇紀』安政元年(嘉永七年)四月六日の条。御所炎上の際、箏のうち《子ノ日》(14)と《団乱旋》(15)および《浪花》と《已上》(いずれも所在不明)は運び出されて焼失を免れている。
- (11) 『孝明天皇紀』安政二年正月十五日の条
- (12) 金沢正志斎『烈公行実』(一八七四年)に「文政元年戊寅歳十九歳心喪闕、冬十一月始学吹笙造、後学神楽部曲笛舞樂高麗樂悉皆練部習無不通達、及晩年学伏見家琵琶」と記される。
- (13) 遠藤徹「徳川治宝の時代の音楽についての一試論」『楽器は語る——紀州藩主徳川治宝と君子の楽』国立歴史民俗博物館、二〇一二年
- (14) 齋藤望「江戸時代後期における大名の楽器収集」『大谷学報』第九六号、大谷学会、二〇一七年
- (15) 齋藤望・渡辺恒一「資料翻刻「楽器類留」上・下」『彦根城博物館研究紀要』第七号・第十号、一九九六年・一九九九年。なお、『楽器類留』には確認できないが、元治元年三月二十二日に井伊直憲から前関白「近衛忠熙か」伝献により琵琶《浮雲》(所在不明)が献上されたことが資料a『楽器御目録』にみえる。
- (16) 笙の作者「頼尊」は鎌倉時代(十三世紀)の信貴山の僧で、笙の最も優れた作者として評価されてきた。
- (17) 『明治天皇紀』慶応三年四月八日の条によれば、孝明天皇御遺物として笙《山水》(57)が正親町実徳に下賜されている。また、笙《雲龍》(60)の四辻公賀への下賜については、『帝室例規類纂』什宝門、識別番号二三三七七六三、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵を参照した。なお、楽人の東儀文均(一八一〜七三)が

- 記した『楽所日記』慶応三年三月十三日の条に、宮中御楽器御取調に関する記事があり、三方楽人の東儀季實、辻近陳、林廣守らが召され、宮中の楽器について「鑑定」したという。これは御代替りによる楽器の継承と孝明天皇御遺物分賜ための調査であったかと推測する。『楽所日記』については、南谷美保「維新期の三方楽所を取り巻く環境——東儀文均の『楽所日記』に基づく考察」『四天王寺大学紀要』第四十六号、二〇〇八年を参照した。
- (18) 山田淳平「近世における奏楽統制」『日本伝統音楽研究』京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター、二〇一九年
- (19) 『明治天皇紀』明治二十一年三月二十九日の条「伯爵室町公康、明治三年の頃家伝の楽器箏(銘時雨)及び和琴数種を献上したることあり、今其の家計頗る窮乏に瀕するを聞き召され、是の日旨を宮内大臣に告げ、公康に内帑金七百圓を賜ふ。」
- (20) 『華族徳川昭武古楽器献納』『太政類典』第二編、明治四年〜十年および「東京府同華族上」辛未十月「公文録」明治四年、第一五六卷、いずれも国立公文書館所蔵
- (21) 『第六号 博物館出陳楽器修理ノ件』『雅楽録』明治十年、識別番号一一三五四、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵
- (22) 『第三号 三管盛匣並二三管飾箱陳列方博物局ヨリ照会ニ付回答ノ件』『雅楽録』一、明治十一年、識別番号一一三五五、一、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵
- (23) 『第四号 京都ヨリ楽器類持帰ニ付修復ノ件』『雅楽録』一、明治十六年、識別番号一一三六〇、一、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵
- (24) 『第二号 雅楽稽古所備付楽器目録』明治二十六年十月改正『楽器装束管理録三』識別番号一一三〇四一三、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵。また、資料a『楽器御目録』にも所載のある御在来の楽器、琵琶《花車》と箏《小桜》および徳川昭武から献上の太鼓・鞆鼓・鉦鼓のうち一式が出品されたことが記される。ただし、パリ万国博覧会の後に式部職にこれらの楽器が戻された記録はなく、現存を確認できていない。
- (25) 『楽器装束管理録』十、識別番号一一三〇四一〇、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵
- (26) 『明宮御用日記』五、識別番号三六三七四、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵。明治十六年一月十一日の条。なお、この記事により、当初は「三管一絃」のセットで、箏は後に加えられたものであることが判明する。
- (27) 『御用度録』購入二十三(明宮)、明治十五年、識別番号六九二二六、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵
- (28) 『大正天皇実録』補訂版・第一、ゆまに書房、二〇一六年
- (29) 『第十三号 明宮御慰ノ為箏琵琶中山従一位邸へ回付ノ件』『雅楽録』一、明治十四年、識別番号一一三五八一、一、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵

【翻刻】「楽器御目録」

マイクログフィルム東山御文庫
本、五七一〇番、宮内庁書陵部
図書課図書寮文庫所蔵(資料原
本「楽器御目録」宮内庁所蔵、
東山御文庫・勅封番号一七二一
二一八)

凡例

一、旧字および異体字は、原則として常用漢字に改めた。
一、丁数およびその表裏を()に記した。
一、楽器の種類、銘は太字で示した。
一、装飾や技法、形状の記載部分の改行については、半角空けて表記した。
一、翻刻者による注記は「」内に示した。このうち番号は【表】に一致する。

(7表) 「印」迎春殿之璽「勸絲竹」統
仁」
楽器之記
笙

安政二年九月七日薩州献上近衛右大臣忠熈
伝献
鈴虫 頭銘銘虫 頼尊作 (53)
粉地時絵薄に露鈴虫
袋 真形大和錦略袋添
箱 桐白木唐戸面取

(7裏)
安政二年四月七日彦根献上三條大納言実万
伝献
暁鶯 頭沃懸地月下梅鶯 (56)
凡之竹

元亨二歳之曆南呂天於難波
測畔古寺縁辺造畢
溜塗文匣 唐戸面取裏紅鳥子 卷物添之
蓋表暁鶯粉字

書博士賀茂保誠筆

袋 大和錦赤地形物裏同上錦緑紫白組 (8表)
同上(安政二年四月七日彦根献上三條大納言実万伝献)
宿鳳 頭銘宿鳳梨地桐 凡之竹 (45)
頼尊于時行年八十四作
文匣 黒塗唐戸面取裏紅鳥子粉字同上
袋 萌黄地大和色糸一面小葵
縁取金紅紐裏紅花菱
略袋 紅梅地小牡丹唐草裏紅同上紐紫 (8裏)

文久三年十一月十七日 安芸少将献上前関白
忠熈献之
鶯丸 頭梨地螺鈿藤丸 中梅鶯丸ノ字粉字 (48)
卷物一軸書状等添之
真袋 白茶地唐草 志
茶地金欄 志
箱 梨地飛蝶一面高時絵菊紋
見返シ同蝶縁銀張 紐紫丸打

(9表)
外箱桐白木紐紫真田紐
安政三年初夏鷹司前関白政通入覧乃求
和風楽 予銘 頭粉地金鳳
嘉元徳治年間 和州菩提山僧貞俊作
袋 文久三年十一月十七日尾張前大納言献上前
関白(近衛) 忠熈伝献
千秋丸 予銘 頭金砂子地菊紋散
袋 文久三年十一月十七日尾張前大納言献上前
箱 桐白木紐紫白組 (9裏)

慶応元年十二月 綾小路按察使入覧求之
雲龍 頭黒塗一面砂子 蒔絵金雲龍 (66)
袋

同二年(慶応二年) 正月十七日裏辻以野宮
入覧求之 同二十一
三千歳 頭粉地時絵菊水 袋 (41)

(10表)
箱 唐櫃形黒漆 美ちと勢 金砂子 冷泉為泰筆
外箱桐
姫路献上九条伝献
松虫 頭粉地薄松虫蒔絵銀露
證一通添之
袋 文久二年二月一日正親町大納言入覧求之
文久二年二月一日正親町大納言入覧求之
青海波 予銘 頭黒漆蒔絵青海波 袋 (11裏)

(10裏)
箱 桐白木面取中梨地 紐紫 執菊座
外箱白檀木地萌黄真田打
從東本願寺献上
慶雲 予銘 頭粉雲
袋 小男鹿 頭黒漆蒔絵秋薄鹿銀露 慶応元年 四辻入覧求之 (47)
弘長比志貴山頼尊作

(11表)
袋 玉聲 頭黒塗蒔絵雲鳳 文久元年 東儀季誕以長橋入覧求之 (46)
袋 赤地ヒは唐草立涌色糸雲丸
ふせん蝶丸
紐紫白組 裏紫綾地ふせん龍丸
安政二年十二月十六日九条左大臣献上
右は十二月二十二日同家江拜借今度更新
調 献上之由申入以准后献之

同二年(慶応二年) 正月十七日裏辻以野宮
入覧求之 同二十一
三千歳 頭粉地時絵菊水 袋 (41)

菊丸 頭黒塗唐草
袋 大和錦紫地孔雀尾裏紅紐赤
箱 桐白木内張大和錦小葵紐紫白組
万延元年十二月二十五日東本願寺新門任官
礼献上 九条左大臣尚忠伝献
桜雉 頭黒塗蒔絵桜雉 (12表)

(12表)
袋 赤地大和錦 紐紫薄紫組
箱 唐桑内張緋綾幸菱 紐紫駿河打
安政六年十二月十三日林廣就以富小路入覧
求之
葵 頭黒塗色絵葵
菩提山盛尊作写 右寛延年中從五位
下右兵衛尉太秦廣親作
箱 元治元年四月四日窪家より入覧大典侍入覧
求之 (12裏)

(12裏)
花鳥丸 予銘 頭粉地蒔絵桜尾長鳥
袋 安政三四年比求之
小管 黒漆蒔絵獅子 袋 (44)

(13表)
知門(知恩院門跡)ヨリ借受 從安政二年
比 錦風 頭粉地蒔絵紅葉 袋 略紫白組散紅葉縫 裡赤地紋裏
紐青黄組
朝陽 頭粉地蒔絵鳳 袋同上桜房縫紐紅 (39)

(13裏)
准后所持借用
海棠 頭沃掛地蒔絵海棠 袋 略袋

箱無之

慶応二年六月二十二日 窪家以大典侍入覽求

之

秋風楽 頭黒漆紅木蒔絵

袋 真形白茶地金欄卓紅形

(14表)

裏 赤地大和錦唐花鳥唐草

枕 同上

箱 黒漆金粉子秋風楽

(14裏〜20裏まで白)

(21表)

筆筭

芳野山

袋 茶地金欄

箱 鉄刀木蒔絵梅

裏張紅大和錦 牡丹唐草蝶

帶 同上

真袋 白地縹子紐紅裏緋縹子

元治元年四月四日 窪家ヨリ入覽大典侍上求

之

(21裏)

安政二年六月十一日 彦根中将献上三條大納言伝献

蛸

箱 鉄刀木彫物 調高明月下 聲散綺筵前

内裏 大和錦赤地 唐草唐花 帶同上

無銘 伝来文庫より出

慶応 年 月 日 松平阿波守献上徳大寺

右大臣伝献

武蔵野

(22表)

袋 鉄刀木蒔絵 雲雀薄

螺鈿 む羅さきの色のゆかりも

なつかしく猶もては

やせむさしののはる

金物

孔雀丸帯大和錦

赤地 ちり唐紙立涌

糸糸雲丸ふせん蝶丸

裏 紫塩瀬紐紫白組

筒 黒塗金粉字 むさしの

(22裏)

又外箱 桐白木 式

筒 紫檀木地催馬楽更衣之意

内張帯 赤地大和錦牡丹唐草

金物金メッキ萩丸

予申付

筒 紫檀木地 無蒔絵 金物菊丸

内張紫塩瀬

帯萌黄地大和錦 紅地牡丹

(23表)

袋大和錦 赤地 牡丹唐草

蝶紐紫白組

安政三年綾小路按察使有長献上

筒 檜白木 新造内裏檜木材

(23裏〜27裏白)

(28表)

笛

慶応元年七月十六日 関白献上

笠置

筒 黒塗紅葉色絵

袋

同年秋比伊良子織部正入覽求之

秋の夜

筒 割筒鉄刀木蒔絵薄

(28裏)

金物銀雲月

筒 黒黒飯箱

安政二年十一月二十四日 鷹司内大臣輔熙献

之 新殿遷幸ニ付

占月丸

筒 黒塗蒔絵獅子

文匣 青漆占月丸粉字

裏張紅鳥子 紐紫真田紐

(29表)

筒袋

宸翰

(29裏)

鐵笛

筒

袋

元治元年四月七日 窪家ヨリ入覽大典侍上求之

鷹司関白政通献之

長秋丸 獅子田初代作

(30表)

筒 桜木地蒔絵桜折枝

袋 浅黄地色糸波龍

箱

慶応元年十月二十八日 裏松前中納言恭光

以野宮入覽求之

山蔭

筒 紅紫檀木地蒔絵杉

(31裏)

袋 白地金糸色糸交梅子

安政

正親町大納言献之

無銘 獅子丸

筒 黒塗蒔絵獅子

袋

安政三年春山井景典入覽求之

鶉丸

筒 黒塗蒔絵薄鶉

(32表)

袋 紺地単紅形 紐紅

嘉永年中鷹司左大将輔熙献上

無銘 輔照作

筒 桜木地蒔絵雲丸

袋

(78)

安政二年四月二十七日 彦根少将直弼献上三

條大納言伝献

はまつと

筒 黒塗村砂子蒔絵 瑞草与丸

袋 赤地大和錦 立涌向鳥丸

(32裏)

紐 紫

青漆文匣 はまつと金字

裏 紅鳥子 紐紫

慶応二年六月二十二日 窪家以大典侍入覽

求之

秋かせ

筒 紫檀木地蒔絵 雲満月萩薄

袋 青地大和錦 桐唐草

箱 桐白木面取

(33表)

表 秋かせ

裏書 秋琴閣清玩

(33裏〜39裏白)

(40表)

元治元年三月十五日 一橋中納言献上

神楽笛 銘 佐々波

筒 沃懸地菊紋散

袋 大和錦萌黄地色糸一面小葵

裏紫塩瀬紐紫 白組

箱 桐白木唐戸面取内張

(40裏)

大和錦色糸一面小葵紐 頭は白組

元治元年四月八日 裏辻少将以柳原入覽求之

実彦根直憲内献

神楽笛 銘 千歳 後醍醐帝勅銘

筒 無之筒飯笥

千とせとそ よはれしふるの

笛竹を われ此品と 音をや

仰かむ 直亮

右札ニ墨書

(88)

(41表)

書状添之二

(41裏) 46裏白

(47表)

琵琶

安政二年四月四日 鷹司関白政通造之調進

撥面岩麒麟卜丸

麒麟丸

(2)

箱

撥

甲板

(47裏)

文久三年十一月二十日夕尾張前大納言献上

前関白忠熈伝献

白菊

搔面 菊 搔

袋 茶地織物裏紫塩瀬

紐紫丸打

外箱 黒漆白菊粉字

内箱 桐白木面取

(48表)

元治元年三月二十二日彦根中将献上前関白

伝献

浮雲

搔面 雲 搔象牙

無袋

(48裏)

箱黒塗浮雲粉字

(49表)

慶応二年六月九日裏辻以野宮入覽求之

花車 長享比堺大藏卿正作

甲紫檀

撥面 唐女花車引

撥

袋 萌黄地三重菱入落牡丹紫黄白

箱 桐白木

(49裏)

文久三年十一月二十日夕近衛前関白忠熈伝

献 鍋島前中将関叟献之

新琵琶

撥面 無地 撥

甲板 紅梅木地 糸袋 袋同上

袋 萌黄地一面ひは朽木形色糸□□龍丸

箱白木桐面取

内張青地一面色糸小葵

(50表)

安政二年正月十二日水戸前黄門齋昭献上

関白政通伝献

旭丸

斉昭卿作

甲板

出る日に にほふ桜やかきならす

よつの調にかへりそらむ

右彫書

(50裏)

撥面 桜旭

袋 白綾一面小葵

箱 桐白木唐戸面取

内張 紐紫白結

小絃

同年三月二十九日青蓮院宮尊融献上

従柳原頭弁献上

花尽

撥面 花尽

袋

箱

(51裏)

月霞

搔面霞二月 甲板紫檀

搔

袋 大和錦赤地時色車 紫青鳥菊丸

裏紫羽二重

箱 黒塗金時絵浦公英

外箱桐白木

(52表)

床夏郭公

甲板 撥面

搔 袋

箱

(52裏)

波

甲板 搔面

搔 袋 色糸一面菊 紅地大和錦

箱

(53表) 56裏白

(57表)

箏

宝永二年十二月九日 従東山院賜于関東

延享二年十二月十五日従関東更献上

子日 上下包鉄刀木飾梅花 柱同上

袋

箱

團乱旋 上下包鉄刀木螺鈿雲

袋 龍池牡丹獅子 柱

(57裏)

浪花 上下包紅花欄鋳貝

箱 柱同上

袋

箱

安政二年 献上鷹司関白伝献

青海波 予銘 元銘晴嵐 治貞作

上下包紫檀波千鳥螺鈿 柱同上

(58表)

袋

箱

柱入 鳥子 表青金時絵根曳松裏紅

右疊紙

折紙

箏 銘晴嵐治貞作

螺鈿 千鳥

松平美濃守京住々居

中野太市一跡作

(58裏)

同 青海波 箏師東二郎 美矩作

右包漆

元治元年三月十五日一橋中納言献上関白伝

献

小桜 上下裏紅花欄散桜螺鈿 柱同上

袋大和錦萌黄地 黄糸一面小葵色糸四割菱

柱袋 同上

箱桐白木面取紐紫白組打

(59表)

安政二年十一月二十四日遷幸後鷹司関白献

上

龍田丸 上下包紫檀螺鈿水紅葉

柱同上

袋

柱

箱

折紙

龍田丸 四百年余古作

(59裏)

小倉家伝来文化八年 護受于当家畢

右匣

元治元甲子年綾小路献上

実稻荷社内献 作於奉行所申付

席田 予銘

上下包 紫檀木地螺鈿席田之意

柱同上

狩野縫殿助永岳下絵

袋 大和錦萌黄地 色糸蝶鳥

柱袋 同上

(60表)

箱 黒塗掛合塗

安政元年八月二十日青連院宮献上
青山 上下裏紫檀螺鈿雲鳳 龍池雲柱同上

柱袋
箱

(60裏)
文久二年後八月十八日中書王伝献水戸前黄
門齊昭作

菊唐草 上下裏紫檀木地螺鈿菊唐草龍角金
龍

金銀菊 柱同上
甲裏金粉字 龍角裏文字

柱袋
箱

(61表)
菱形 上下包紫檀木地四割菱貝入

柱包
箱

(61裏)
洲濱二雁 上下裏紫檀洲濱雁

柱袋
箱

(62表)
准后之品借用

撫子
袋
柱袋
箱

(62裏)
従正親町大納言献上

小絃
柱
上下包黒柿龍池螺鈿 コホレ梅

(63表~69裏は白)

(70表)
和琴
川霧 右伝来
[34]

安政二年十二月十七日従伏見宮献上

古絃 [明治6年焼失]

(70裏)

従綾小路按察使有長献上

古絃 [明治6年焼失]

芦つ緒 萌黄黄

つつ添

袋

柱置

箱

(71表)

慶応二年三月柳原入覽求之

無銘

(71裏、72表裏 白)

(73表)

箏佐木

鼈甲 大老 小式
水牛 一

(73裏~74裏白)

(75表)

鞆鼓 桐紫檀 基黒漆菊唐草時絵螺鈿

太鼓 桐菊唐草着色 基鞆鼓同上 [89]

鉦鼓 正平調 無台 [90]

従一乘院門跡献上

太鼓

桐菊唐草着色 台黒漆無時絵

(75裏)

従本願寺献上

座楽器 鞆鼓 太鼓 鉦鼓 一櫃

従後院被渡

同 鞆鼓 太鼓 同

(76表~77裏白)

(78表)
笏拍子 枇杷木
同 梅木 二対 [106]

安政二年七月按察大納言献上之

(78裏)

十二律 唐桑白竹 一箱

小囀竹 十二律

袋

大和錦 二袋

同

六律 一袋

袋 大和錦

同 同神楽用 一袋

袋

(79表裏白)

(80表) (印「勸絲竹」)

譜面

詞楽譜 折本 一帖

料紙鳥子

表紙 大和錦 赤地色糸単紅形

内袖 青鳥子 金泥引 根曳松泥絵

外題 紅絹地 雲泥 泥引

萬唱譜 同上 一帖

料紙 同上

(80裏)

表紙 大和錦 赤地青雲立涌 瑞草与丸

内袖 萌黄鳥子 金泥引 松泥絵

外題 白絹地 雲泥泥引

以上 正親町大納言実徳筆

神楽譜 清シ 折本 一帖

料紙鳥子

表紙 大和錦 紅裏地 二面色糸小菱

内袖

(81表)

外題 執筆綾小路按察使有長

新楽譜 折紙

梁塵譜 料紙鳥子 一帖

表紙 大和錦 萌黄地 雲立涌 飛鶴
内袖 紅鳥子 雲泥泥引

外題 紅絹地雲泥泥引
執筆同上

(81裏)

鳳箏譜 折本鳥子 一帖

表紙 大和錦紫地 金欄龍

内袖 紅絹地 金泥引 飛鶴泥絵

外題 青絹地 雲泥泥引

秩 紺地 龍丸 飛折枝 色糸

裏 白鳥子砂子 執筆実往 外題建通

鳳鳴抄 折本 鳥子 二帖

表紙 赤地金欄

(82表)

内袖 萌黄絹地 金銀泥引

雲泥玉砂子 飛鳥泥絵

秩 同上

執筆外題共 右大将建通

鳳箏譜 横帳鳥子 一冊

表紙 大和錦 赤地 紅葉雲立涌 飛菱撫子

内袖 紫絹地 雲泥泥引

外題 青絹地 同上

(82裏)

執筆外題共 正親町大納言

鳳鳴抄 小横帳 雁菱紙 一冊

表紙 青地単紅形

内袖 紫無地綾

外題 紅絹地 雲泥泥引

執筆 正親町大納言

外題 右大将建通

鳳笙譜 横帳 □□水草 一冊

(83表)

表紙 紫地 竹立涌 紅白牡丹

内袖 萌黄無地綾

外題 紅絹地 雲泥泥引

執筆 正親町大納言

外題 右大将建通

龍吟譜

同雁菱紙 一冊

表紙 大和錦赤地 飛七宝受
 内袖 紫無地綾
 (83裏)
 外題 青絹地 龍形
 執筆外題等 同上
 篳篥譜 同□□ 一冊
 表紙 大和錦赤地 ヒハ小菱菱
 中色糸四割菱
 内袖 紫絹地金銀雲泥□子 飛折枝泥絵
 外題 萌黄絹地 雲泥泥引
 執筆 綾小路故三位俊賢
 (84表)
 外題三條故贈右府実萬
 高麗笛譜 同□□ 一冊
 表紙紫地竹立涌紅白牡丹本
 内袖 青無地綾
 外題 紅絹地 雲泥泥引
 執筆 正親町大納言
 外題 右大将建通
 高麗篳篥譜 同同 同
 (84裏)
 総テ同上
 三鼓要録 一冊
 伝来 和琴譜 大和綴 一冊
 古言曲 フルコトブシ 二冊 一箇
 水戸献上安政四年比政通伝献
 (85表~87裏白)
 (88表)
 会津献上関白斉敬伝献
 天満宮御愛物
 古琴 一張
 御作律管 一聯
 (88裏~89裏白)
 (90表) [印「御府之印」]
 三管盛蓋 一箱
 笙管 唐草蒔絵 同
 同 唐桑唐鳥丸

比内ニ萌黄柱袋 柱十五アリ
 赤地柱袋柱十五アリ 無箱
 同 黒漆雲鶴蒔絵 一箱
 笛箱 梨地鳳凰螺鈿蒔絵 一箱
 採桑老面 一箱
 (90裏)
 体源抄 一箱
 同 一担子
 教訓 一箱
 仁智要録 一担子
 同 一箱
 楽家録 同
 琴 二箱
 同 一箱
 (91表)
 木琴 一
 鷄尾 柱添 一箱
 唐琵琶 同
 十二律数取板 同
 (91裏~92裏白)
 (93表)
 箏筒 黒漆 高蒔絵
 上 無地 前二枚開 裏陵王 納曾利
 後
 左
 右
 中 楽器尽
 入子箏筒 同上
 (93裏)
 上袋棚 中引出 楽器
 (94表~111裏白)
 (112表)
 慶応二年春
 政務之閑暇調書之
 [印「迎春殿之璽」「統仁」]
 (113表裏白)

銘文、付属品等	収蔵先	管理番号	帝室博物館 旧管理番号	資料b	大正13年調査票
槽内に暦応3年(1340)、応永7年(1400)、万治3年(1660)、慶応3年(1867)、明治10年(1877)の修理銘あり。	皇居三の丸尚蔵館	SZK001938	漆工区25/3807	琵琶 第1号	第2類(乙)-1
槽内に墨書銘あり	皇居三の丸尚蔵館	SZK001967	漆工区71/3853	琵琶 第2号	準御物(丙下)-1
槽内に墨書銘あり	皇居三の丸尚蔵館	SZK001939	漆工区/3808	琵琶 第3号	第2類(乙)-2
槽に徳川斉昭詠歌の彫刻「出留日尔仁本布桜也 嘉喜南楽春誉都能調辺珥閑遍里曾扶良武」、槽裏に嘉永7年紀の刻銘あり	皇居三の丸尚蔵館	SZK001968	漆工区72/3854	琵琶 第4号	準御物(丙下)-2
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001942	漆工区30/3812	琵琶 第5号	第2類(乙)-3
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001921	漆工区/3786	琵琶 第6号	第1類(甲)-1
	不明		漆工区/3787	琵琶 第7号	第1類(甲)-2
槽内に墨書銘あり	皇居三の丸尚蔵館	SZK001940	漆工区/3809	琵琶 第8号	第2類(乙)-4
槽内に安政2年(1855)、昭和48年(1973)の修理銘あり	皇居三の丸尚蔵館	SZK001941	漆工区28/3810	琵琶 第9号	第2類(乙)-5
外箱蓋裏に天保6年(1835)徳川斉昭筆の蒔絵銘「虎琵琶銘 井序」あり	東京国立博物館	H-3855	漆工区73/3855	琵琶 第10号	準御物(丙下)-3
	東京国立博物館	H-3811	漆工区/3811	琵琶 第11号	第2類(乙)-6
	東京国立博物館	H-3835	漆工区/3835		第3類(丙上)-10
	東京国立博物館	H-3882	漆工区/3882		準御物(丁)-1
槽内甲裏焼印「治貞」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001934	漆工区21/3803	箏 第1号	第2類(乙)-7
槽内甲裏墨書「寛延二年巳七月神田内近重塾御 修覆奉調進亦/安永三年午五月御修覆奉調同性 大和大掾定房/大正六年九月大修覆加竹井朝道」 ※寛延2年(1749)、安永3年(1774)	皇居三の丸尚蔵館	SZK001951	漆工区44/3826	箏 第2号	第3類(丙上)-1
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001933	漆工区/3802	箏 第3号	第2類(乙)-8
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001973	漆工区/3874	箏 第4号	準御物(丁)-2
槽内甲裏焼印「治光」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001981	漆工区/3881	箏 第5号	準御物(丁)-3
槽内甲裏墨書「龍田/(花押)」	九州国立博物館	H108	漆工区96/3875	箏 第6号	準御物(丁)-4
資料a『楽器御目録』に「小絃 コホレ梅」とある 槽内甲裏貼紙墨書「銘 小梅」	九州国立博物館	H109	漆工区94/3876	箏 第7号	準御物(丁)-5
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001952	漆工区45/3827	箏 第8号	第3類(丙上)-2
槽内甲裏焼印「治貞」 槽内甲裏墨書「大正六年/九月大修覆加/竹井朝道」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001935	漆工区22/3804	箏 第9号	第2類(乙)-9
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001953	漆工区46/3828	箏 第10号	第3類(丙上)-3
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001974	漆工区95/3877	箏 第11号	準御物(丁)-6
槽内甲裏焼印「治貞」、収納箱蓋裏に徳川斉昭書の高蒔絵「山風尔巖古須毛美志与登瀬奈久音信遠立田能浮禮左也気作」	九州国立博物館	H104	漆工区47/3829	箏 第12号	第3類(丙上)-4
槽内甲裏墨書「神田近江掾」焼印「治光」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001965	漆工区69/3851	箏 第13号	準御物(丙下)-4
箏裏板に斎昭詠歌書の高蒔絵「八隅知之吾大皇仁引連都、年乃緒長久音乎也多天奈武」 槽内甲裏墨書「安政四歳在丁巳閏五月/講武余暇謹造/権中納言従三位源朝臣斉昭/(花押)」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001954	漆工区48/3830	箏 第14号	第3類(丙上)-5
槽内甲裏墨書「文久元年閏十一月中旬/樂工大和介藤原静定造之(花押)/明治十九年五月十七日/先考依御遺命再命神田吉通加刀/勲四等藤原朝臣公業」	九州国立博物館	H110	漆工区96/3878	箏 第15号	準御物(丁)-7

【表1】「御物」楽器類一覧

番号	作品名	点数	皇室への伝来経緯等	出品・修理履歴等
1	琵琶 銘 白菊	1面	尾張藩2代藩主徳川光友旧蔵、文久3年(1863)11月20日、前関白近衛忠熙伝献により尾張前大納言(尾張藩第14代藩主徳川慶勝か)献上、御在来	明治5年(1872)文部省博覧会出品
2	琵琶 銘 麒麟丸	1面	安政2年(1855)4月4日前関白鷹司政通献上、御在来	大正6年弦掛直し(竹井朝太郎請負)
3	琵琶 銘 薄雲	1面	御在来	
4	琵琶 銘 旭	1面	嘉永7年(1854)徳川斉昭作、安政2年(1855)1月10日関白鷹司政通伝献により徳川斉昭献上、御在来	明治5年～16年京都博覧会貸出、大正6年弦掛直し(竹井朝太郎請負)
5	小形琵琶	1面	安政2年(1855)3月9日青蓮院宮尊融献上(後の中川宮・久邇宮朝彦親王)、御在来	明治20年博物館貸出
6	琵琶 銘 巖	1面	明治6年(1873)3月菊亭修季献上	大正6年弦掛直し(竹井朝太郎請負)
7	琵琶 銘 神女	1面	明治6年(1873)3月菊亭修季献上	大正6年弦掛直し(竹井朝太郎請負)
8	琵琶 銘 波龍	1面	明治7年(1874)2月花園実延献上、伝後陽成天皇勅作、この献上に対し明治16年7月7日花園公季に75円下賜	大正6年修理(竹井朝太郎請負)、大正15年修理(神田吉道請負)
9	琵琶 銘 青山	1面	光格天皇より鷹司政通拝領、明治20年(1887)6月侍従西四辻公業伝献により鷹司熙通献上	大正6年弦掛直し(竹井朝太郎請負)
10	琵琶 銘 小虎	1面	水戸薬王院伝来、徳川斉昭旧蔵、明治4年(1871)9月徳川昭武献上	明治6年博物館貸出
11	琵琶 銘 大虎	1面	明治22年(1889)菊亭家より買上	
12	琵琶 銘 落葉	1面	皇后職(明治時代)→侍従職(大正2年皇太后宮預第3号)	
13	琵琶 無銘	1面		「新絃」とあり
14	箏 銘 子ノ日	1面	宝永2年(1705)12月9日従東山院賜于関東延享2年(1750)12月15日従関東更献上、御在来	明治5年～16年京都博覧会貸出、大正6年弦掛替え(竹井朝太郎請負)
15	箏 銘 団乱旋	1面	御在来	大正6年修理(竹井朝太郎請負)
16	箏 銘 席田	1面	元治元年(1864)稲荷社より内献、綾小路有良献上、御在来 狩野永岳下絵、孝明天皇お好みと伝わる	大正6年修理(竹井朝太郎請負)
17	箏 銘 雲鳳	1面	御在来	明治5年～16年京都博覧会貸出、大正6年修理(竹井朝太郎請負)
18	箏 銘 洲浜雁	1面	御在来	明治7年博物館貸出
19	箏 銘 龍田丸	1面	小倉家より文化8年(1811)鷹司家へ伝来、安政2年(1855)11月24日関白鷹司政通献上、御在来	大正6年修理(竹井朝太郎請負)
20	箏 銘 散梅	1面	(慶応2年以前)大納言正親町実徳献上、御在来	大正6年弦掛替え(竹井朝太郎請負)
21	箏 銘 時雨	1面	明治4年(1871)3月四辻公賀奉還	明治5年文部省博覧会出品、大正6年修理(竹井朝太郎請負)
22	箏 銘 菱	1面	明治4年(1871)3月四辻公賀奉還	大正6年弦掛替え(竹井朝太郎請負)
23	箏 銘 洲浜	1面	明治4年(1871)3月四辻公賀奉還	大正6年弦掛替え(竹井朝太郎請負)
24	箏 銘 浪	1面	(明治初頭)四辻公賀奉還	大正6年弦掛替え(竹井朝太郎請負)
25	箏 銘 立田川	1面	明治4年(1871)9月徳川昭武献上	大正6年修理(竹井朝太郎請負)
26	箏 銘 天人	1面	明治4年(1871)9月徳川昭武献上	大正8年修理(竹井朝太郎請負)
27	箏 銘 菊	1面	安政4年(1857)徳川斉昭作、水戸徳川家伝来の箏《天人》[26]の模作。斉昭没後、文久2年(1862)徳川慶篤献上、孝明天皇より英照皇太后拝領、明治30年(1898)英照皇太后御遺物として伝来	大正6年修理(竹井朝太郎請負)
28	箏 銘 新団乱旋	1面	文久元年(1861)大和介藤原静定作、明治33年(1900)2月子爵西四辻公照献上、御在来の箏《団乱旋》[15]の模造と伝わる	明治19年装飾(神田吉通)、大正6年修理(竹井朝太郎請負)

銘文、付属品等	収蔵先	管理番号	帝室博物館 旧管理番号	資料b	大正13年調査票
槽内甲裏墨書「大正拾五年／拾貳月吉日／大修履／竹井朝道」	九州国立博物館	H105	漆工区49／3831		第3類(丙上)－6
	東京国立博物館	H-3879	漆工区97／3879		準御物(丁)－8
槽内甲裏「治光」焼印、収納箱蓋裏墨書「十三絃曉鶯鳴」蓋裏墨書「寛文年間／神田治光作」	九州国立博物館	H106	漆工区50／3832		第3類(丙上)－7
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001975	漆工区98／3880		準御物(丁)－9
槽内甲裏墨書「日槇／(花押) 文明19年(1487)、槽内に天正20年(1592)、明治21年の修理銘あり	皇居三の丸尚蔵館	SZK001936	漆工区23／3805		準御物(丁)－10
槽内甲裏焼印「治貞」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001955	漆工区／3833	和琴 第1号	第3類(丙上)－8
槽内甲裏焼印「治貞」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001956	漆工区53／3834	和琴 第2号	第3類(丙上)－9
槽内甲裏墨書「安政四季歳在丁己十一十四日／講武餘暇謹造／權中納言從三位源朝臣齊昭(花押)」裏板に齊昭筆詠歌の高時絵「飛佐嘉多乃以波登能万幣尔始良弁進遠 被吉都当遍世留美誉存多布徳起」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001966	漆工区70／3852	和琴 第3号	準御物(丙下)－5
槽内甲裏紙張墨書「四辻家ヨリ奉還 古絃」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001921	漆工区／3785	和琴 第4号	第1類(甲)－3
槽内甲裏焼印「治光」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001937	漆工区24／3806	和琴 第5号	第2類(乙)－10
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001927	漆工区10／3792	笙 第1号	第1類(甲)－4
工竹管刻銘「嘉元三 菩提山寺中 住僧盛尊造」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001944	漆工区／3817	笙 第2号	第2類(乙)－11
九管針書「正中二乙丑年八月日 明乗作」 工管針書「備中国水間 大善寺境内以竹」※正中2年(1325)	皇居三の丸尚蔵館	SZK001945	漆工区36／3818	笙 第3号	第2類(乙)－12
九竹管刻銘「寛喜三辛卯年八月作 行年七十三行円」※寛喜3年(1231)	皇居三の丸尚蔵館	SZK001928	漆工区11／3793	笙 第4号	第1類(甲)－5
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001970	漆工区77／3859	笙 第5号	準御物(丙)－6
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001976	漆工区104／3886	笙 第6号	準御物(丁)－11
九竹管漆銘「頼尊于時行年 八十四作之」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001929	漆工区12／3794	笙 第7号	第1類(甲)－6
九竹管刻銘「信貴山僧行円造之」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001946	漆工区37／3819	笙 第8号	第2類(乙)－13
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001963	漆工区／3845	笙 第9号	第3類(丙上)－11
「鶯丸記・鶯丸笙詩」1巻 ※元禄2年(1689)の林孚軒による記文、元禄4年の林整宇の記文	皇居三の丸尚蔵館	SZK001947	漆工区38／3820	笙 第10号	第2類(乙)－14
	九州国立博物館	H111	漆工区105／3887	笙 第11号	準御物(丁)－12
工管刻銘「天喜三年二月一日 右近府生武吉」 ※天喜3年(1053)	皇居三の丸尚蔵館	SZK001930	漆工区13／3795	笙 第12号	第1類(甲)－7
九管漆銘「安勝寺々物 徳治三成年七月二日時年行事(花押)」工管漆銘「□□寺々物也 徳治三年七月二日当年行事(花押)」 ※徳治3年(1308)	皇居三の丸尚蔵館	SZK001948	漆工区39／3821	笙 第13号	第2類(乙)－15
	東京国立博物館	H-3888	漆工区106／3888	笙 第14号	準御物(丁)－13
	東京国立博物館	H-3846	漆工区64／3846	笙 第15号	第3類(丙上)－12
九管銘「卯月下旬」 工管銘「森山造之」	東京国立博物館	H-3847	漆工区／3847	笙 第16号	第3類(丙上)－13
工管銘「信貴山僧頼尊于時行年四十五作」	東京国立博物館	H-3796	漆工区14／3796	笙 第17号	第1類(甲)－8

番号	作品名	点数	皇室への伝来経緯等	出品・修理履歴等
29	箏 銘 洲浜巴	1面	(大正2年皇太后宮預 第6号→大正8年に台帳に追記)	大正15年修理(竹井朝道)、昭和2年修理(竹井朝太郎請負)
30	箏 銘 雲鶴	1面	(大正2年皇太后宮預 第7号→大正8年に台帳に追記)	
31	箏 銘 暁鶯鳴	1面	明治38年12月宮中顧問官三浦安、昭憲皇太后へ献上	昭和2年修理(竹井朝太郎請負)
32	箏 銘 浪ノ花	1面	桂宮家伝来、明治20年主殿寮より式部職預	
33	箏 銘 佐々波	1面	桂宮家伝来、明治20年主殿寮より式部職預	
34	和琴 銘 河霧	1面	御在来	大正6年弦掛替え(竹井朝太郎請負)
35	和琴 銘 清瀧	1面	明治23年(1890)5月久邇宮朝彦献上、無銘のところ同年《清瀧》とする	
36	和琴 銘 久方	1面	安政4年(1857)11月徳川斉昭作、明治6年(1873)6月徳川昭武献上	大正6年弦掛替え(竹井朝太郎請負)
37	和琴 銘 古絃	1面	明治4年(1871)3月四辻公賀奉還	
38	和琴 銘 新河霧	1面	明治4年(1871)10月多忠功奉還	大正6年弦掛替え(竹井朝太郎請負)
39	笙 銘 朝陽丸	1管	安政2年(1855)頃、知恩院門跡(尊超入道親王)より借受、御在来	明治11年盗難により頭と千也言の竹管および銀具欠失、明治18年修補(神田重助請負)。現在の頭は替頭として備わっていたもの
40	笙 銘 錦楓丸	1管	安政2年(1855)頃、知恩院門跡(尊超入道親王)より借受、御在来	明治11年盗難により頭と千也言の竹管および銀具欠失、明治18年修補、明治27年頭に蒔絵(神田重助請負)
41	笙 銘 三千歳	1管	慶応2年(1866)1月17日野宮定功を以て裏辻公愛より入手、御在来	明治11年盗難により頭と千也言の竹管および銀具欠失、明治29年修補(神田重助請負)
42	笙 銘 鳩丸	1管	御在来	
43	笙 銘 八重菊	1管	御在来	明治11年盗難により頭と千也言の竹管および銀具欠失、明治29年修補(神田重助請負)
44	笙 銘 獅子	1管	御在来 ※『楽器御目録』所載「安政三四年比求之 小管黒漆蒔絵獅子」に一致か	明治11年盗難により千也言の竹管と銀具欠失、明治18年修補
45	笙 銘 宿鳳	1管	(林広胖→井伊直興→)安政2年(1855)4月7日三條実方伝献により彦根藩井伊家13代藩主井伊直弼献上、御在来	明治11年盗難により頭と千也言の竹管および銀具欠失、明治18年修補、明治28年頭に蒔絵(神田重助請負)
46	笙 銘 玉声	1管	文久元年(1862)長橋局を以て東儀季誕より入手、御在来	明治11年盗難により千也言の竹管と銀具欠失、明治18年修補
47	笙 銘 棹鹿	1管	慶応元年(1865)四辻公賀より入手→御在来 ※資料a「笙 小男鹿」に一致か	明治11年盗難により頭と千也言の竹管と銀具欠失、明治29年修補(神田重助請負)
48	笙 銘 鶯丸	1管	文久3年11月17日前関白近衛忠熈伝献により第11代広島藩主浅野茂長献上、御在来	明治11年盗難により頭と千也言の竹管と銀具欠失、明治29年修補(神田重助請負)
49	笙 銘 浪千鳥	1管	御在来	明治11年盗難により頭と千也言の竹管と銀具欠失、明治29年修補(神田重助請負)
50	笙 銘 迦陵頻	1管	聖護院宮献上	明治5年文部省博覧会出品、明治11年盗難により千也言の竹管と銀具欠失、明治17年修補
51	笙 銘 節和丸	1管	聖護院宮献上	明治11年盗難により頭と千也言の竹管および銀具欠失、明治17年修補、明治27年頭に蒔絵(神田重助請負)
52	笙 銘 菊丸	1管	安政2年(1855)左大臣九條尚忠献上、御在来	明治11年盗難により千也言の竹管および銀具欠失、明治29年修補(神田重助請負)
53	笙 銘 鈴虫	1管	安政2年(1855)9月7日近衛忠熈伝献により薩摩藩献上、伝頼尊作、御在来	明治5年文部省博覧会出品、明治11年盗難により頭と千也言の竹管および銀具欠失、明治17年修補、明治27年頭に蒔絵(神田重助請負)
54	笙 銘 北斗(一名鳳凰)	1管	明治6年(1873)10月鷹司輔熙献上	明治11年盗難により頭と銀具欠失、明治17年修補、明治27年頭に蒔絵(神田重助請負)
55	笙 銘 玉島	1管	明治6年(1873)10月鷹司輔熙献上	明治11年盗難により千也言の竹管および銀具欠失、明治17年修補

銘文、付属品等	収蔵先	管理番号	帝室博物館 旧管理番号	資料b	大正13年調査票
凡管刻銘「元亨二歳之曆南呂天於難波側畔古寺 縁辺造畢」 毛管蒔絵銘「正徳二 壬辰初秋吉日 鹽見政誠 畫之」朱印風漆銘「鹽見政誠」 ※正徳2年 (1712) 銘書1巻付属(暁鶯 於長吏宮御前書 書博士 保考「日本入木道正統四十二世慶滋考印」) ※ 元亨2年(1322) ※岡本保考(1749~1817)	東京国立博物館	H-3848	漆工区66/3848	笙 第18号	第3類(丙上)-14
凡管刻銘「宝永五子之曆仲秋之 伯耆守近家」 ※宝永5年(1708) ※伯耆近家(1668~1728)	皇居三の丸尚蔵館	SZK001971	漆工区/3860	笙 第19号	準御物(丙下)-7
凡管墨書銘「幾十反も 声鳴してよ春の鶯 公 明」 工管刻銘「永仁三乙未五月中旬 行円造之 鶯 丸」 ※永仁3年(1295)※正親町公明(1744~1813)	皇居三の丸尚蔵館	SZK001931	漆工区15/3797	笙 第20号	第1類(甲)-9
毛管朱漆銘「廿五年戊戌五月日」 工管朱漆銘「江州坂田□郷□□」 也管朱漆銘「笙笛主」也管刻銘「正仙之笙也」 ※応永25年(1418)	皇居三の丸尚蔵館	SZK001932	漆工区16/3798	笙 第21号	第1類(甲)-10
	東京国立博物館	H-3861	漆工区79/3861	笙 第22号	準御物(丙下)-8
凡管刻銘「信貴山行円 五月上旬造之」 工管刻銘「平氏 西脇幸若丸」 桐外箱蓋裏に隠岐守豊原文秋による文政4年 (1821)の蒔絵記文あり。蒔絵内箱蓋裏に高修の 記文あり。	東京国立博物館	H-3799	漆工区17/3799	笙 第23号	第1類(甲)-11
凡管刻銘「寛喜二季三癸一月上旬之比造出畢 信真山僧行円」 水戸宰相中将あて准三宮樂正の書簡付属、文政 2年(1819)奥書	東京国立博物館	H-3800	漆工区18/3800	笙 第24号	第1類(甲)-12
凡管刻銘「元禄三庚午仲秋下旬」 ※元禄3年 (1690) 工管刻銘「従四位下淡路守太秦廣永作」 ※廣 永(1703没) 笙筒に有栖川宮職仁親王詠歌の蒔絵銘「吹とな き風に靡きてきこえくる こえおもしろきむら 千鳥かも 職仁」 ※有栖川宮職仁親王(1812~ 86)	東京国立博物館	H-3862	漆工区80/3862	笙 第25号	準御物(丙下)-9
凡管刻銘「正中三年作」 ※正中3年(1326)、文 政8年(1825)侍從忠成の記文「子日丸乃記」付 属	東京国立博物館	H-3849	漆工区67/3849	笙 第26号	第3類(丙上)-15
	東京国立博物館	H-3863	漆工区81/3863	笙 第27号	準御物(丙下)-10
	東京国立博物館	H-3891	漆工区/3891	笙 第28号	準御物(丁)-14
	東京国立博物館	H-3889	漆工区/3889	笙 第29号	準御物(丁)-15
凡管刻銘「延寶七巳未年二月下 工管刻銘「従四位下石見守太秦広為作之」 ※延宝7年(1679)太秦広為(1638~1717)	皇居三の丸尚蔵館	SZK001977	漆工区108/3890		準御物(丁)-16
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001961	漆工区56/3838	箏篋 第1号	第3類(丙上)-16
鉄刀木箱に朗詠句「調高名月下聲散綺筵前」の 彫刻あり	東京国立博物館	H-3839	漆工区57/3839	箏篋 第2号	第3類(丙上)-17
蒔絵収納箱蓋裏に梨子地に黒漆銘「都にはなれ しに似たる山地せり たひねなくさむ小男鹿の 夢 尊超」 ※知恩院尊超入道親王(1802~52)	東京国立博物館	H-3813	漆工区37/3813	箏篋 第3号	第2類(乙)-16
	東京国立博物館	H-3892	漆工区/3892	箏篋 第4号	準御物(丁)-17
伝後醍醐天皇愛器 ※後醍醐天皇(1288~1339)	皇居三の丸尚蔵館	SZK001923	漆工区6/3788	龍笛 第1号	第1類(甲)-13
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001924	漆工区7/3789	龍笛 第2号	第1類(甲)-14
桐箱蓋表蒔絵銘「秋かせ」蓋裏蒔絵銘「秋琴閣 清玩」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001925	漆工区8/3790	龍笛 第3号	第1類(甲)-15
笛筒蒔絵銘「栄川院法印行年六十一歳筆(印)」 ※狩野栄川院典信(1730~90)	皇居三の丸尚蔵館	SZK001926	漆工区9/3791	龍笛 第4号	第1類(甲)-16

番号	作品名	点数	皇室への伝来経緯等	出品・修理履歴等
56	笙 銘 暁鶯	1 管	山井伊予守→林広胖→井伊直亮→安政2年(1855)4月7日三條実万伝献により彦根藩井伊家13代藩主井伊直弼献上、御在来	明治11年盗難により頭と千也言の竹管および銀具欠失、明治17年修補、明治27年頭に蒔絵(神田重助請負)
57	笙 銘 山水	1 管	慶応3年(1868)孝明天皇御遺物として正親町実徳拜領、明治15年(1882)11月29日正親町実徳奉還。	
58	笙 銘 春鶯丸(花蘭)	1 管	正親町家伝来、明治15年(1882)11月29日正親町実徳献上。	
59	笙 銘 蛮絵	1 管	四辻家伝来、明治7年(1874)3月正三位四辻公賀献上	明治17年手入れ
60	笙 銘 雲龍	1 管	慶応元年(1865)12月綾小路有良より入手→孝明天皇御遺物として四辻公賀へ下賜→明治7年(1874)3月正三位四辻公賀献上	明治17年手入れ
61	笙 銘 五鳳丸	1 管	本土寺旧蔵、水戸徳川家伝来、明治4年(1871)9月徳川昭武献上	明治11年盗難により千也言の竹管および銀具欠失、明治17年修補(旧帯は金、替の銀帯を使用)
62	笙 銘 菊寿丸	1 管	鷹司家→水戸徳川家→明治4年(1871)9月徳川昭武献上	
63	笙 銘 村千鳥	1 管	明治4年(1871)9月徳川昭武献上	明治11年盗難により頭と千也言の竹管および銀具欠失、明治28年修補(神田重助請負)
64	笙 銘 子ノ日丸	1 管	明治4年(1871)9月徳川昭武献上	明治11年盗難により頭と千也言の竹管および銀具欠失、明治28年修補(神田重助請負)
65	笙 銘 乙女	1 管	明治4年(1871)9月徳川昭武献上	明治11年盗難により頭と千也言の竹管および銀具欠失、明治29年修補(旧頭黒塗、神田重助請負)
66	笙 銘 桐鳳丸	1 管	旧昌平饗什物	明治6年博物館貸出
67	笙 無銘(新管)	1 管		
68	笙 無銘(小管)	1 管	皇后宮(昭憲皇太后)御預り、明治17年5月侍従職より雅楽課へ引渡	
69	箏篋 銘 出現丸	1 管	御在来	
70	箏篋 銘 蛸	1 管	安倍季康→季隋→井伊直興、安政2年(1855)6月11日三條実万伝献により彦根藩井伊家13代藩主井伊直弼献上、御在来	明治5年文部省博覧会出品
71	箏篋 銘 小男鹿	1 管	明治4年(1871)9月徳川昭武献上	明治5年～16年京都博覧会貸出
72	箏篋 昌平丸	1 管	旧昌平饗什物	明治6年博物館貸出
73	龍笛 銘 笠置	1 管	慶応元年(1865)7月16日関白二条斉敬献上、御在来	
74	龍笛 銘 朝日丸	1 管	御在来	
75	龍笛 銘 秋風	1 管	慶応2年(1866)6月22日大典侍を以て窪家より入手、御在来	
76	龍笛 銘 春鶯囀	1 管	御在来	明治5年～16年京都博覧会貸出

銘文、付属品等	収蔵先	管理番号	帝室博物館 旧管理番号	資料b	大正13年調査票
笛筒蒔絵銘「畫所預土佐守光貞(印)」 ※土佐光貞(1738~1806)	皇居三の丸尚蔵館	SZK001943	漆工区/3814	龍笛 第5号	第2類(乙)-17
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001962	漆工区58/3840	龍笛 第6号	第3類(丙上)-18
笛筒蒔絵銘「行年六十三歳 觀松齋(花押)」 ※初代飯塚桃葉(?~1790)	東京国立博物館	H-3815	漆工区33/3815	龍笛 第7号	第2類(乙)-18
	東京国立博物館	H-3816	漆工区34/3816	龍笛 第8号	第2類(乙)-19
	東京国立博物館	H-3841	漆工区/3841	龍笛 第9号	第3類(丙上)-19
収納箱の蓋裏に中院通茂(1631~1710)の詠歌を蒔絵で表わす。元禄9年(1696)「あしたつ丸記」を文政11年に書写した「蘆多鶴記」付属。	東京国立博物館	H-3842	漆工区/3842	龍笛 第10号	第3類(丙上)-20
	東京国立博物館	H-3857	漆工区75/3857	龍笛 第11号	準御物(丙下)-11
	東京国立博物館	H-3885	漆工区/3885	龍笛 第12号	準御物(丁)-18
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001986	漆工区/3843	龍笛 第13号	第3類(丙上)-21
	東京国立博物館	H-3858	漆工区76/3858		準御物(丙下)-12
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001972	漆工区82/3864	神楽笛 第1号	準御物(丙下)-13
「千歳」は後醍醐天皇の勅銘と伝わる	皇居三の丸尚蔵館	SZK001964	漆工区68/3850	神楽笛 第2号	第3類(丙上)-23
火焰宝珠形刻銘「安政二年卯十二月吉日」「御 楽器鋳師本郷三郎兵衛常理」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001979	漆工区112/3894	第1号	準御物(丁)-20
胴：紫檀	皇居三の丸尚蔵館	SZK001978	漆工区111/3893	第1号	準御物(丁)-20
鞆鼓胴：桑	皇居三の丸尚蔵館	SZK001980 SZK001978 SZK001950	漆工区/3824	第2号	第2類(乙)-21
裏板刻銘「虞舜」 収納箱蓋裏に天保5年(1834)9月の藤田東湖に よる墨書銘文「虞舜琴記」あり ※藤田東湖(1806~55)	皇居三の丸尚蔵館	SZK001982	漆工区40/3822	第1号	第2類(乙)-23
裏板刻銘「大雅」「天真雲素」 収納箱蓋裏に天保5年(1834)11月の菊池貫に よる墨書銘文「大雅琴記」あり ※菊池貫(1786~1847)	皇居三の丸尚蔵館	SZK001983	漆工区41/3823	第2号	第2類(乙)-24
裏板刻銘「漁山樵水」「聞天」「山崇」「崇氏」 龍池内刻銘「問安琴士潘積製造」 収納箱蓋裏に天保5年(1834)11月の鶴殿廣生に よる墨書銘文あり ※鶴殿廣生(1774~1854)	皇居三の丸尚蔵館	SZK001957	漆工区55/3837	第3号	第3類(丙上)-24
裏板刻銘「南風」、収納箱蓋裏に天保5年 (1834)9月の佐藤一斎による墨書銘文あり ※佐藤一斎(坦、1772~1859)	皇居三の丸尚蔵館	SZK001958	漆工区84/3866	第4号	準御物(丙下)-14
付属品：松平容保の献上目録/栗原信充《菅公 遺愛琴考》1冊 末尾に「七十八老源信充」と あり/栗原信和《贈太政大臣菅原道真公愛琴 図》1巻 卷末「明治三庚午年四月十二日於宮 中 宮内省掌臣源朝臣信和謹図」※栗原信充 (1794~1870) ※栗原信和(1851~1918)	皇居三の丸尚蔵館	SZK001984	漆工区19/3801	第5号	第1類(甲)-17
槽内甲裏刻銘「大唐開元二年雷霄劉斷」「萬曆 壬子年吳門張修重整」朱書「伝口世家」 付属品：栗原信充《雷氏琴考》1冊/栗原信和 《雷琴図》1巻、卷末「明治三庚午年四月九日 於宮中 宮内省掌及源朝臣信和謹図」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001960	漆工区54/3836	第6号	第3類(丙上)-25
	不明		漆工区101/3883	第7号	
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001959	漆工区102/3884	第8号	準御物(丁)-22
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001985	漆工区/3867	第1号	準御物(丙下)-16
	皇居三の丸尚蔵館	SZK001969	漆工区74/3856	第1号	準御物(丙下)-15

番号	作品名	点数	皇室への伝来経緯等	出品・修理履歴等
77	龍笛 銘 鶉丸	1 管	安政3年(1856)山井景典より入手、御在来	
78	龍笛 銘 雲丸	1 管	鷹司輔熙作、嘉永5年(1852)鷹司輔熙献上(献上時は無銘)、御在来	
79	龍笛 銘 鳳凰	2 管	南都方楽人辻家伝来→天明年間(1781-89)に鷹司家へ伝来、明治6年(1873)10月鷹司輔熙献上	
80	龍笛 銘 占月丸	1 管	安政2年(1855)11月24日内大臣鷹司輔熙献之、御在来	明治5年文部省博覧会出品
81	龍笛 銘 はまつと	1 管	安政2年(1855)4月27日三條実万伝献により彦根藩井伊家13代藩主井伊直弼献上、御在来	
82	龍笛 銘 芦田鶴	1 管	明治4年(1871)9月徳川昭武献上	
83	龍笛 銘 華月丸	1 管	明治4年(1871)9月徳川昭武献上	
84	龍笛 昌平丸	2 管	大小2管、旧昌平覺什物	明治6年博物館貸出
85	龍笛 無銘	1 管	光格天皇→光格天皇皇女欽宮(宝鏡寺門跡24世)拝領→大正8年(1919)宝鏡寺住職平松周禪献上 ※欽宮(1824~42)	
86	龍笛 無銘	1 管		
87	神楽笛 銘 佐々波	1 管	元治元年(1864)3月15日関白二条斉敬伝献により一橋中納言(のちの第15代將軍徳川慶喜)献上、御在来	
88	神楽笛 銘 千歳	1 管	井伊直亮所持、元治元年(1864)4月8日彦根藩井伊家14代藩主井伊直憲内献、柳原伝献により裏辻中将公愛献上、御在来	
89	太鼓	1 基	安政2年(1855)製作、御在来	明治5年~16年京都博覧会貸出
90	鞆鼓	1 基	御在来	明治5年~16年京都博覧会貸出
91	太鼓・鞆鼓・鉦鼓	3 基	明治4年(1871)3月四辻公賀献上	
92	琴 銘 虞舜	1 面	伝東臯心越(1639~95)将来、水戸徳川家伝来、明治4年(1871)9月徳川昭武献上	明治5年文部省博覧会出品、明治6年博物館貸出
93	琴 銘 大雅	1 面	伝東臯心越将来、水戸徳川家伝来、明治4年(1871)9月徳川昭武献上	明治5年文部省博覧会出品、明治6年博物館貸出
94	琴 銘 聞天	1 面	伝東臯心越将来、水戸徳川家伝来、明治4年(1871)9月徳川昭武献上	明治5年文部省博覧会出品、明治6年博物館貸出
95	琴 銘 南風	1 面	明治4年(1871)9月徳川昭武献上	明治5年文部省博覧会出品、明治6年博物館貸出
96	琴 無銘	1 面	元治元~慶応元年頃、関白二条斉敬伝献により会津藩第9代藩主松平容保献上(伝菅原道真愛用)、御在来	明治7年博物館貸出
97	琴 銘 雷氏琴	1 面	御在来	明治7年博物館貸出
98	琴 朱漆塗	1 面	御在来	
99	琴 無銘	1 面	《楽器御目録》所載の「木琴」か、御在来	
100	鶉尾琴	1 面	御在来	明治7年博物館貸出
101	唐琵琶	1 面	御在来	明治20年博物館貸出

銘文、付属品等	収蔵先	管理番号	帝室博物館 旧管理番号	資料b	大正13年調査票
収納箱蓋表墨書「菅公自作 十二律」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001949	漆工区/3825	第1号	第2類(乙)-25
蒔絵銘「八橋作」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001920	漆工区/3870	第2号	準御物(丙下)-17
	東京国立博物館	H-3871	漆工区/3871		準御物(丙下)-18
	東京国立博物館	H-3872	漆工区/3872		準御物(丙下)-19
収納箱蓋表墨書「孝明天皇御物 御笏拍子」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001919	漆工区1/3783	第1号	別類第1種-1
収納箱蓋表墨書「孝明天皇御物 御爪袋」	皇居三の丸尚蔵館	SZK001920	漆工区2/3784	第2号	別類第1種-2
	東京国立博物館	H-3873	漆工区/3873	第1号	準御物(丙下)-20
	東京国立博物館	H-3895	漆工区/3895		
	東京国立博物館	H-3896	漆工区/3896		
	東京国立博物館	H-3897	漆工区/3897		
	東京国立博物館	H-3898	漆工区/3898		
	東京国立博物館	H-3899	漆工区/3899		
	東京国立博物館	H-3900	漆工区/3900		
	東京国立博物館	H-3901	漆工区/3901		
	東京国立博物館	H-3902	漆工区/3902		
	東京国立博物館	H-3903	漆工区/3903		
「御筆筥御蒔絵御絵様」 一、龍虎桜山吹孔雀図(上袋棚扉表) 一、松鷹図(左側面) 一、紅葉鹿図(背面) 一、陵王図(扉裏の左) 一、納管利図(扉裏の右) 一、楽器尽(中の引出し) 一、色目合印/一、金具下図(2枚)/一、全体図	東京国立博物館	H-3904	漆工区/3904		
	東京国立博物館	H-3905	漆工区123/3905		
漆銘「出目備後大掾(花押)」	東京国立博物館	H-3906	漆工区/3906		
	不明		漆工区/3865		準御物(丙)-22
各収納箱紙貼墨書「十六年一月十一日御所より御拝領」 笙の工管刻銘「明治十五年十二月日」、九管刻銘「一等伶人従八位林廣守造之」※林廣守(1831~96)	東京国立博物館	H-3868	漆工区/3868		準御物(丙下)-21
	東京国立博物館	H-3844	漆工区/3844		第3類(丙上)-22
	九州国立博物館	H107	漆工区87/3869		準御物(丙下)-23

番号	作品名	点数	皇室への伝来経緯等	出品・修理履歴等
102	律管 十二律管	1 具	元治元～慶応元年頃、関白二条齐敬伝献により会津藩第9代藩主松平容保献上、御在来	
103	律管 小囀竹	1 具	御在来	
104	律管 囀竹	1 具	御在来	
105	十二律数取板	1 具	御在来	
106	笏拍子	2 具	安政2年7月綾小路有長献上、御在来	
107	箏爪・琵琶撥	1 箱	御在来	
108	三管箱	1 点	楽器盛器、御在来	明治11年博物局貸出
109	笙筒	1 点	御在来	
110	箏篋箱	2 点	御在来	
111	箏篋露通	1 点	御在来	
112	笙本袋	3 枚	御在来	
113	笙略袋	2 枚	御在来	
114	笙枕	2 個	御在来	
115	箏篋略袋	2 枚	御在来	
116	箏柱袋	5 枚	御在来	
117	匂袋	4 点	御在来	
118	下絵類	10枚	御在来(狩野永岳筆、蒔絵箏筒下絵類)	
119	黒塗文庫	1 点	御在来	
120	採桑老面	1 面	御在来	
121	玉笛	1 管		
122	笙 龍笛 箏 箏 箏 琵琶	1 組 2 箱	全て小形に製作、明治16年(1883)1月11日御所より嘉仁親王(当時満3歳、のちの大正天皇)拝領	
123	龍笛 銘 千鳥	1 管	明治27年大婚25年に際し山形県西村山郡寒河庄町千原鉄弥献上	
124	律呂讚岐磬石	1 式	大正4年大札に際し香川県綾歌郡端岡村長末澤潤吾献上	

本紀要の投稿原稿は、編集委員会において査読を経た審査をし、採用決定したものを掲載しています。掲載内容は、収藏品および館の業務に関わるものを題材とし、関連諸学（美学・美術史学、歴史学、考古学、博物館学、博物館教育、博物館情報、保存科学等）における研究、および上記以外の館の活動に関わる事業・事例等報告とします。

このうち、事業・事例等報告や調査概報については、査読はないものとします。

編集委員会

委員長

建石 徹
戸田 浩之
瀬谷 愛
五味 聖
高梨 真行

尚蔵

—皇居三の丸尚蔵館紀要

第二号（通号三一号）

二〇二五（令和七）年度

編集・発行

独立行政法人国立文化財機構

皇居三の丸尚蔵館

東京都千代田区千代田一―八

制作

株式会社アイワード

北海道札幌市中央区北三条東五十五九一

翻訳

株式会社 Doshin EC

二〇二六年三月三〇日発行